

金に充てるべき資金の収入の特例に関する法律の一部を改正する法律案
地方公務員法等の一部を改正する法律案
閣議決定
可決報告書

日本学術会議法の一部を改正する法律案
地方公務員法等の一部を改正する法律案
入場料と税法の一部を改正する法律案
可決報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
可決報告書

畜産取引法案修正案決報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案
(第二十三回国会參第一号)可決報告書
案可決報告書

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員片岡文重君提出白衣の戦傷病者の募金禁止に関する質問に対する答弁書

○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。

○遠藤蔭作君 私はこの際、日韓関係の打開に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○田畠金光君 ただいまの動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 遠藤君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。
す。遠藤柳作君。

近く米国政府のダレス國務長官が来訪されますが、ダレス長官は事前に京城におもむかれ、李承晚大統領とも会見され、日韓關係に関し十分意見の交換をされて来るものと思ひます。政府もまた近來、これに對してとみに積極的な努力をなすに至ったと聞いておりますが、お差しつかえなくば、まことにこの間の経緯を承わりますと同時に、この機会にダレス長官に対し、国民の熱望するところをあるがままに伝える御用意がありやいなやをお伺いしたいのであります。

申すまでもなく、日韓關係正常化のためとするべき第一の道は、日韓会談を開することにあります。しかるに韓國政府は、この会談再開の前提として、在韓日本人財産請求権の放棄とか、あるいはいわゆる久保田発言の撤回などを要求しておるようであります。が、これは政府に対して正式に申し入れたものであるか、それとも、單なる先方の放送にすぎないのか、この点をまず明らかにしてほしいものであります。御承知のことく、從来かかる問題は、会談の内容とせられたのであります。会談の内容とすべきものを会談再開の条件とするようになると、ことには、何かの事情はあると思いますが、政府はこれに對していかなるお考えを持つておられるのであるか、あるいは韓國側に對してどのような回答をしておられるかをお伺いしたいと存ずるのであります。これが質疑の第二点であります。

大村における両国民の抑留問題などの、具体的な個々の問題の紛争のために多くの時間を費しておりますが、これらの方は、両国の國交が開かれかれてその上で十分の討議を重ねる方が、よりよき解決をもたらすものと思われるのであります。

そもそも一衣帶水の近きにある日韓両国が、十年の久しきにわたり、今なお正式の外交関係を持たぬということは、世にもまれなる変態であり、両国の誤解もしくは不安もこのような異常な態勢から派生するものと言わなくてはなりません。承るところによりますれば、この基本条約の内容については、すでにさきに開かれた日韓会談において十二分に検討され、両国間に意見の調整が行われておるので、ほとんど問題がないようであります。果してしかば、何ゆえにこの条約締結を促進されないのでありますか。

繰り返して申しますが、今日の日韓両国関係は、國際常識上ことに異例のことにして居するものと申さなければなりません。李ラインの問題のことはあとで申し上げますが、在朝鮮人の取扱いにしても、在外公館設置のことにつても、貿易にしても、すべてこれ変態的な応急措置と言わなくてはなりません。國際常識の軌道をはずれております。従つて、基本条約の締結によりますと、両國關係を軌道に乗せ、かかる

後にもうもうの懸案の解決をはかるといふことが、すなわち適正なる順序であると信じますが、総理大臣もしくは外務大臣等の御所見を伺いたいのであります。

しかし、もしも韓国側にしてこれに応ぜず、個々の懸案一つ一つを解決することを主張するなら、政府は順序としてどの問題から取り上げになるのですか。私どもいたしましては、差し迫る当面の緊急の問題、すなわちこの寒空に釜山の鉄橋の中に打ちあるえているわが六百九十一名の同胞を、一日も一刻早くこの祖国に帰させ、及び盛漁期を前にして、多くの漁業関係に深刻なる不安と多大の損害を与えている李ライン問題を解決することを喫緊のことと考えます。

官外報号(号)によれば、個々の懸案一つ一つを解決することを主張するなら、政府は順序としてどの問題から取り上げになるのですか。私どもいたしましては、差し迫る当面の緊急の問題、すなわちこの寒空に釜山の鉄橋の中に打ちあるえているわが六百九十一名の同胞を、一日も一刻早くこの祖国に帰させ、及び盛漁期を前にして、多くの漁業関係に深刻なる不安と多大の損害を与えている李ライン問題を解決することを喫緊のことと考えます。

関連する交渉が現在どの程度に進捗したものとすれば、その解決は容易ではないと思ひます。韓国政府従来の態度から推せば、いかに当方が言葉を尽して國際法上の純理を説いても、当方の申し出をいれることは、きわめて困難であることは、当局が最もよく承知のはずであります。これが論争に時日を費すことは、いたずらに漁期を失うばかりでなく、魚をして漁夫の利を占めさせるという皮肉の結果を招来させることであります。従つて、さし

あたつて急がなくてはならないものではありません。われわれと信じますが、政府、特に重光外務大臣の御所見はいかがでござりますか。船見もあわせて伺い得るならば仕合せであります。

特にこの際、不祥事の発生を未然に防止する必要上、明確にしていただきたいことは、李ラインに入るものは、出漁する漁船はもとより、監視船、巡視船といえどもこれを砲撃し、必要とあらば撃沈する、といふ昨年十一月十七日の韓国連合参謀本部の声明が、その後いかに取り扱われたかといふこと

であります。わが外務当局は在日韓国代表部を通して、この声明が果して韓国政府の確定したる意思なりやいなしを御質問になつておられます。これに対する回答は參つてゐたのであります。しかし李ラインの本質に触れて討議をしよらとしておられるものとすれば、その解決は容易ではないと思ひます。韓国政府従来の態度から推せば、いかに当方が言葉を尽して

韓長が、同夜、さきに発表した捕獲、発砲、撃沈するといふ声明を再確認し、あくまで強硬な態度をもつて臨むことを強調し、日本側の非難を無視すると言明したと発表いたしておるのであります。私はまず人権を尊重いたしました。過去において、すでに幾人の死者をさしだしておられる始末である。たゞ韓国政府がどのような意思表示をいたしましても、その軍部や出先警察当局がこのよだんな態度であります。

私どもはますます人権を尊重いたしました。過去において、すでに幾人の死者をさしだしておられる始末である。たゞ韓国政府がどのような意思表示をいたしましても、その軍部や出先警察当局がこのよだんな態度であります。この点についても何らかの措置を講ずべきであると信じますが、政府の御所見を承わりたいものであります。

以上、主として日韓両国にわたる諸問題についてお尋ねいたしましたが、このほか日本に現在する朝鮮人に關する諸問題、すなわち北鮮系もしくは共産系と見られるもの、韓国系、すなわち反共系と見られるもの、その他南北韓両国民の利益のために、貿易について日本側がいかなる措置をとっているのかをお伺いしたいのであります。日韓貿易が円滑に行われるならば、米国の大韓援助資金による日本品質付の問題も、ある程度打開されるのではないか

は、思想上、経済上種々なる問題を抱しております。またこれら在日朝鮮人に対しまして、日本政府が支払つておる生活保護費、失業対策費、中小学校教育費、収容所費、救らい費など、三十数億円の諸経費が果してどのように使われているかも検討しなければなりません。しかしこれらの問題は日本の国内問題であると同時に、日韓両国にわたる国際問題でもあります。二面の性格を帶びておるのであります。従つてこの際政府は、外務、厚生、法務、農林、通産もしくは防衛省の各長官らをもつて組織する総合機構をお作りになることが適當ではないかと思います。すなわちこの特別機構によつて朝鮮関係の一切の問題を総合的に調査研究し、かつ総合的な企画立案を行ふ必要があると信じますが、政府の御所見はいかがでありますか。

以上の質疑に対し、関係大臣から復答のない御見解を承ることができましたるならば、日韓関係の今後のために裨益するところが少くないと信じます。これをもつて私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君)　ただいまの御質問に対してお答えを申し上げます。

御質問の趣旨は、善隣友好の關係に正常化したいという熱意にあふれた御

質問のようでございました。その御趣旨につきましては、むろん全然政府としても同感でございます。今日、日韓関係がこのような状態におるのは、まさに国際的に異例であると言われました。しかし、その通りであります。この異例をなくすするように全力をそそがなければなりません。すなわち国交調整の問題が根本問題でございます。日韓国交調整のない間は、日韓関係において非常に困ったことであるのみならず、これは東亜全局、ひいては世界の平和に有害であるということは言うまでもないことでございます。そうでありますから、この日韓関係を調整をいたしたいという方針は、あくまで最善の努力を尽さなければならぬのでござります。これにはお話を通りに、多くの解決をすべき問題がむしろ山積いたしておりますといつても差しつかえないのです。これはお話を通りに、朝鮮人の扱いの問題、貿易の問題その他漁業の問題、漁夫の抑留の問題、あるいは李ラインの問題、砲撃問題等、いろいろな問題がござります。これをすべて根本的に解決するためには、日韓の国交調整のための交渉を早く再会いたさなければなりません。その再開をするためにいろいろ努力を続けておるわけですが、な強硬な声明等がございまして、いまだに国交再開の交渉を始める空気には

なつでおらないことを非常に遺憾といたします。しかし、これはでき得るだけすみやかに交渉再開のことに努力個々の問題について解決をはかることが今日いまだに解決をしていないところは、私の最も痛心するところでございます。そこでこの問題は、御承知の通りに大村取容所の問題にも関してきていることは申し上げた通りでござりますから、これらの問題について、いろいろ努力をして、話し合いをしておられますけれども、まだ今日たしておられますけれども、ここで確信をもつて、解決ができると申し上げることのできないことをほんとうに遺憾に思います。

それから砲撃問題についてお尋ねでございました。その砲撃問題は、譲付などで入らなければ、砲撃は考えていないのだ、しないのだという、この意思表示が韓国の責任者の方面からきましたので、私はこれは、そうして全局の問題、空気をよくして、そうして全局の交渉の再開にいくよろしくしていざいざ努力をし、そのためにはできるものから解決をいたしまして、

けまし
しの本
まを曲
げませ
たたか
めに、今
の基
本関係
は調整
されな
い次第
でござ
ります。
す。
その他の事柄については、外務大臣
の答弁をもつて御了承願いたいと思
います。（拍手）
〔國務大臣船田中君登壇、拍手〕
○國務大臣（船田中君） 李承晚ライン
付近に出漁いたしました多數のわが漁
民が抑留され、また船が拿捕されると
いうような事件の起つておりますこと
は、まことに遺憾千万でございます。
この出漁の保護につきましては、第一
線に海上保安庁が当つておるのでござ
ります。自衛隊法によりますれば、海
上保安庁の力の及ばないという際にお
きましては、もちろん自衛艦隊の出動
するということができるのでございま
すが、日韓関係につきましては、ただい
ま總理大臣及び外務大臣から御答弁が
ありましたように、何といたしまして
も、これは外交交渉によつて適當なる
調整をはかるといふことが主眼でござ
いまして、今日の場合、自衛隊がこれ
に出動するといふようなことは、政策
としてまことにようしくないと考えま
して、この問題につきましては、切に

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

この外交交渉によって円満なる妥結に至ることを念願いたしておる次第でございます。(拍手)

【國務大臣河野一郎君登壇】

○國務大臣(河野一郎君) お答えいたしました。

李承晚ライン付近に出漁いたします

る漁船につきましては、常時二隻の監視船をもつてこれが監視をいたしておりますのでござりますが、御承知の通りま

まこれが不幸な事態に立ち至りまする

ことは、はなはだ遺憾なことと考えて

おります。農林省といたしましては、拿捕事件が起りますれば、やむを得ずこれを、直ちにその状況を外務省に報告いたしまして、外交交渉によつてこ

れが解決を期待いたしておるのでござりますが、なかなかその結果を得ることができませんで困つておるわけでござります。ただしそれが善後処置といつしましては、現在許される範囲内において保険もしくは見舞金等によつて、これが留守家族の救助等には最善を尽しておるつもりでござりますが、遠藤さんの御遺言のように、これが解決がなかなかできませんことは、はなはだ遺憾に考えておる次第でござります。(拍手)

○平林剛君 私はこの際、公共企業体関係調停案等に関する緊急質問を提出いたします。

官外報

○編集事務局 ただいまの平林君の動議に賛成いたしました。

○議長(河井開八君) 平林君の動議に御異議ございませんか。

【異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(河井開八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。平林剛君。

【平林剛君登壇、拍手】

○平林剛君(登壇、拍手) て、總評の春季闘争の一環といわれる

○平林剛君 私は日本社会党を代表し

て、總評の春季闘争に対する調停案に興味をし、当面の紛争を解決するため、政府に対する質疑を行いたいと思ふものであります。

まず鳩山総理に対し、公共企業体等調停委員会がすでに提示した三公社

と郵政関係の現業に対する調停案、ま

た近く提示される残りの四現業の調停案に対する政府の態度についてお伺い

をいたします。

御承知のように、国鉄の職員に対し

て、二月二十九日、その給与は労働

の質と量に対応して必ずしも適当なものと認めがたいので、公社の経営状況

の改善を待つてすみやかに是正の措置

を講ずること、さしあたり暫定措置と

して、本年度内に一人当たり平均五千円

以上支給することを中心とする調停案

が提示されました。同じく電電公社の

職員に対しては三月二日、現給与は必

ずしも適正なものと認められないの

で、適正な時期に改善の措置を講ずること、三月三日には、同じような調停案が専売公社の職員に対して行われた

のであります。次いで、郵政関係の調停案が三月十日、適正な時期にこれが改善の措置を講ずることとあります

て、いずれも現在の給与ベースに対する是正策を指示され、その前提として暫定措置、もしくは特別給与の支給を認めたのであります。

政府は、今回の春季闘争に対して

暫定措置、もしくは特別給与の支給を認めました。私は、今次紛争解決のための調停案が提示された現実に基

きまして、一日も早く政府の態度を明らかにすることが、紛争を早期解決するのであります。私は、今次紛争解決のための調停案が提示された現実に基

闘争であるとか、悪質な宣伝を行い、労働運動に対する威嚇と政治干渉に熱中したのに比べますと、鳩山内閣は一

体だれのための政府であるか疑わしめ

るのあります。私は、今次紛争解決のための調停案が提示された現実に基

きまして、一日も早く政府の態度を明

らかにすることが、紛争を早期解決す

る道であると思います。

公共企業体の調停案の処理は、当然

労使間で自主的に処理すべきものでは

あります。しかし現実には、その財源の調

達には、政府当局の積極的努力が必要

あります。最近の鳩山内閣、特に二大政党

の対立時代に入つてからの保守党政

府は、今までの保守党政の態度を明

らかにすることが、紛争を早期解決す

る道であると思います。

公共企業体の調停案の処理は、当然

労使間で自主的に処理すべきものでは

あります。しかし現実には、その財源の調

達には、政府当局の積極的努力が必要

あります。最近の鳩山内閣、特に二大政党

の対立時代に入つてからの保守党政

府は、今までの保守党政の態度を明

らかにすることが、紛争を早期解決す

る道であると思います。

公共企業体の調停案の処理は、当然

労使間で自主的に処理すべきものでは

あります。しかし現実には、その財源の調

達には、政府当局の積極的努力が必要

あります。最近の鳩山内閣、特に二大政党

の対立時代に入つてからの保守党政

府は、今までの保守党政の態度を明

らかにすることが、紛争を早期解決す

る道であると思います。

公共企業体の調停案の処理は、当然

労使間で自主的に処理すべきものでは

あります。しかし現実には、その財源の調

達には、政府当局の積極的努力が必要

あります。最近の鳩山内閣、特に二大政党

の対立時代に入つてからの保守党政

府は、今までの保守党政の態度を明

らかにすることが、紛争を早期解決す

る道であると思います。

公共企業体の調停案の処理は、当然

労使間で自主的に処理すべきものでは

あります。しかし現実には、その財源の調

達には、政府当局の積極的努力が必要

あります。最近の鳩山内閣、特に二大政党

の対立時代に入つてからの保守党政

府は、今までの保守党政の態度を明

らかにすることが、紛争を早期解決す

る道であると思います。

公共企業体の調停案の処理は、当然

労使間で自主的に処理すべきものでは

あります。しかし現実には、その財源の調

達には、政府当局の積極的努力が必要

あります。最近の鳩山内閣、特に二大政党

の対立時代に入つてからの保守党政

府は、今までの保守党政の態度を明

ます。今回の調停案をすなおに解釈した場合、調停案第二項の給与改善と第二項の暫定措置、特別給与の支給、その他調停条項を満足させるには、相当の予算的措置が必要であると思います。倉石労働大臣がしばしば自慢をするように、調停案を忠実に履行するためには、具体的にはどうすべきか、調停案尊重の具体的措置をお示し願いたいと思うのであります。

私の見解によれば、調停案第二項の暫定措置、特別給与は、取りあえず各企業体の予算を移流用して実施できたとしても、他の部分については結局補正予算を必要とすると思いますが、いかがですか。なお、従来までの調停案や仲裁裁定の取扱いをめぐって、財源措置に対する大蔵当局の狹義な解釈と、労働問題の機微を理解しない頑迷さが、しばしば紛争を拡大する事例が多くかったので、今回の紛争処理に当っては、当事者の一人である大蔵大臣の積極的努力を期待したいと思いますが、その見解をお聞かせ願いたいと思います。

最後に、倉石労働大臣に、調停案の解釈と紛争解決のめどをどこに置くべきかについて、その見解をただしたいと思うのであります。三公社、五現業の紛争を早期に解決するために提示された調停案の内容は、私たちの解釈に

よると、実質的に給与の改訂を認めたものと思うのであります。それはすでに調停理由の一つとして、現在の給与が労働の質と量から見て適当でないと認めていること、調停委員会が当事者の質問に対し、すみやかに是正の措置を講ずるという意味は、ベース改訂はもちろん、その他の是正も含めたものであると説明をしていること、また、第二項の暫定措置と特別給与の支給について、さしあたりの措置とうたっていることから見ても明らかなことです。しかるに、政府の一部には、これを単なる一時金と解釈する向きがある模様であります、この解釈はまさしくサギをカラスと言いくるめるたぐいだと私は思ひであります。せつかくの調停案による紛争の処理が、まちまちの解釈によって紛争を長引かせたり、拡大させたりすることを私は心配するものでありますて、政府が正当な解釈で対処することを要望するものであります。倉石労働大臣の御見解を承わりたい。

第二に、調停案の表現があいまいでありますだけに、紛争を処理する当事者、特に政府関係方面が大乘的見地から円満解決に努力をしなければ、解釈は果てしない相剋となり、社会的にも重大性を深めるに違いないと思うのでありますが、その意味で、もし私

の解釈と労働大臣の解釈が違うとするならば、政府は、どの線で紛争解決のめどをつかもうとするのか。今日三公社、五現業の紛争解決の焦点は、給与は正の時期と額について適切な示唆を政府が与えるということ、調停案実施の予算的措置を講ずるということ。この二点にあると思うのですが、政府はどこに解決点を求めようとするのか、倉石労働大臣の紛争解決に対する良識を示して欲しいのであります。政府はどこに解決点を求めようとするのか、倉石労働大臣の紛争解決に対する良識を示して欲しいのであります。

第三にお尋ねしたいのは、調停案の示唆する給与改訂と労働生産性の関係についてであります。三公社、五現業の調停案を見ますと、いずれもその企業業績の向上、業務内容の充実をあげております。これは政府の指導する生産性向上運動の建前から見て、調停案は政府の方針に合致していると思うのであります。私は大臣に調停案の批判を求めていたわけではありません。むしろこの面だけでも、給与改訂をする事由となると思うのですが、生産性向上運動を宣伝する労働大臣の立場でその見解をお聞きしたいのであります。

要するに、今日三公社、五現業の紛争を円満に解決する方向に導くかどうかといふことは、私は政府の態度いかんにかかっていると思います。今度の春季闘争全般を通じて、労働大臣を

初め政府の態度にはいたずらに社会不動に対する政治干渉が強かつたことは、私の最も遺憾とするところであります。現に労働者の賃上げに対する切なる要望を、日本経済を混乱麻痺させるとか、政治的野心と革命闘争の野望を満たそうとする豪華であるとか、終戦直後の二・一ゼネストを思わせるとか騒ぎ立てたその春闘が、労働組合の純然たる経済闘争であつたことは、調停案に対する組合の受諾態度、あるいは民間において賃上げに満足した組合が次次と妥結している実情が、あの自民党の声明も、結局誇大な宣伝と挑発であつたことを現実に示しているではありませんか。（拍手）私は労働大臣の言動の中に、労働大臣といふより自民党の労働対策部長として、一方的な威嚇と挑戦的態度があつたと指摘せざるを得ません。この際、本来の労働大臣として、予算的措置を伴う紛争の処理にあるからその当事者におまかせをする、建前はそうであります。しかし、互いに責任を他に転嫁する現状を打開するため、誠意を示すことを要望するものであります。

然たる経済闘争であつたことは、調停案に対する組合の受諾態度、あるいは民間において賃上げに満足した組合が次次と妥結している実情が、あの自民党の声明も、結局誇大な宣伝と挑発であつたことを現実に示しているではありませんか。（拍手）私は労働大臣の言動の中に、労働大臣といふより自民党の労働対策部長として、一方的な威嚇と挑戦的態度があつたと指摘せざるを得ません。この際、本来の労働大臣として、予算的措置を伴う紛争の処理に

○國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手

○國務大臣鳩山一郎君 平林君の御質問にお答えをいたします。

第一の御質問に対しましては、政府は調停案につきましては、労使当事者が自主的に決定すべきものであるといふように考えております。詳細につきましては、関係大臣から答弁をいたします。

第二点について申し上げます。國家、地方公務員に対する給与問題について、政府としてどういうようになんにすれば、公務能率の増進のために、きわめて必要でありまして、政府としては、従来これがためにできる限りの努力をしてきており次第でございます。現に昨年の末におきましては、財政困難の折にもかからず、人事院の勧告を尊重いたしまして、期末手当を増額いたし

ましても、さらに三十一年度においても、勤労所得税の軽減を考慮していま

者物価、民間賃金等の推移からみまして、一般的な給与改訂を行なうことは必要でないと考えております。また、地方公務員についても、国家公務員の給与と均衡を失することがないよう、適正な給与を保障いたしたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣一萬田尙登君壇〕
○國務大臣（一萬田尙登君）三公社、五現業につきましては、ただいま三公社と郵政事業について調停案が提出されておりますが、まだこれについて

官報 (另外)

ると申し上げることは適当でないと思
います。なお本件につきまして、補正
予算を組むということは、今のところ
考えておりません。

○國務大臣（倉石忠雄君登壇）
する態度は、大蔵大臣から申し上げまし
た通りでございまして、私どもの立場
としては、同じような立場にある五現
業を、まだ全部出ないうちに調停だと
やこう言なことは、かえってよろしく
ないと思いまして、慎重に見ておるとこ

予算上資金上不可能なような支出がも
し出されるとのことになれば、これ
は当然仲裁に参るであります。一
審裁判の途中で政府がそういうことを
とやこう態度を表明することは、か
えって事態の紛争をしげからしめるも
のでございますから、私どもとしては
慎重な態度をとつておる次第でござい
ます。

いて強調いたしておることは一回あります。私どもがただ注意をいたしておるのは、つまり鳩山内閣の労働政策といふところで先ほど總理にもお尋ねがございましたけれども、私どもは単に従業員だけの利益とかあるいは經營者側の利益に偏重してものを考へることはできないのでありますて、政府の背後における納税者である八千万国民の国民的經濟の立場に立つて、この闘争といふものを考えておるのでございまして、この闘争について

日程第三、砂糖消費税法の一部を改正する法律案

日程第四、關稅定率法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

日程第五、所得稅法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第六、昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

所得税法の一部を改正する法律
案

所得税法の一部を改正する法律
所得税法（昭和二十二年法律第二
十七号）の一部を次のように改正す
る。

第九条第五号中「十分の一・五」を
「十分の一」に、「六万円」を「八万円」
に改める。

別表第三及び別表第四を次のよう
に改める。

10. The following table gives the number of hours per week spent by students in various activities.

るであります。平林さんは専門家でいらっしゃいますからよく御存じのよろしく、従来調停だけを妥結いたしておつた例はあまりありませんで、大体公労協関係のものは仲裁にもつていかれておりますが、仲裁にもつていくことがあります、仲裁にちぎりを今論議されるのは、私はどうかと思うのであります。政府としては、そういうこととを言わずに当該責任者の態度を見ておる。五現業が出てから、五現業が直接政府に關係ござりますから、その上で、態度を決定いたしたい。

私に対する御質問の調停に対する態度、紛争解決に対してどういう考え方を

が生産性向上運動を尊重して向上しておるという御説明でございました。私もどもは、この点についても検討をいたしておりますが、三公社の生産力が向上いたしておるかどうかということについては、一がいにこれは言えない」とござります。しかし、企業体でございますから、もちろん生産性が向上いたした場合には、その利益の分配にあずかることは当然なことでござりますけれども、こういう国家的事業の生産性向上は、やはり賃金値上げということだけではなく、一般国民にもその恩典に浴さしめるように努力すべきは当然だと存じます。

私どもがとつて参りましたことは、決して彈圧ではないので、ことに公務員及び公労協に向つては、どうぞ正当なる労働運動をやつてもらいたいと、従つて違法なことをおやりになれば、これは國民にかわつて政治とあずかつておる政府は取り締らなければならぬのであるから、正当な方法によつて、法律の命するところによつてやつてもらいたいということを御注意いたしております。それであります。(拍手)

以上、六案を一括して議題とする
ことに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと
めます。まず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員長岡崎眞一君。

〔審査報告書は都合により第二工
六号末尾に掲載〕

所得稅法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において
可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

以上、六案を一括して議題とする
と御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと申
めます。まず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員長岡崎眞一君。

〔審査報告書は都合により第二十一
六号末尾に掲載〕

所得税法の一部を改正する法律
案

右の内閣提出案は本院において
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十一年三月六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八殿

所得税法の一部を改正する法律
案

所得税法の一部を改正する法律
案

所得税法(昭和二十二年法律第二
十七号)の一部を次のように改正す
る。

第九条第五号中「十分の一・五」を
「十分の一」に、「六万円」を「八万円」
に改める。

別表第三及び別表第四を次のよう
に改める。

昭和三十一年三月十四日

参議院会議録第二十一号 所得税法の一部を改正する法律案外五件

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月 額 表 (一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
円 3,000 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の12%に相当 する金額	
3,000	8,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の14%に相当 する金額	
8,500	8,700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,242	
8,700	8,900	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282	
8,900	9,100	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,322	
9,100	9,300	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,362	
9,300	9,500	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,402	
9,500	9,700	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,442	
9,700	9,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,482	
9,900	10,100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,522	
10,100	10,300	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,562	
10,300	10,500	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,602	
10,500	10,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,642	
10,700	10,900	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,682	
10,900	11,100	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,722	
11,100	11,300	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,762	
11,300	11,500	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,802	
11,500	11,700	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,842	
11,700	11,900	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,882	
11,900	12,100	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,922	
12,100	12,300	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962	
12,300	12,500	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,002	
12,500	12,700	560	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2,042	
12,700	12,900	590	40	0	0	0	0	0	0	0	0	2,082	
12,900	13,100	620	60	0	0	0	0	0	0	0	0	2,122	
13,100	13,300	650	80	0	0	0	0	0	0	0	0	2,162	
13,300	13,500	690	110	0	0	0	0	0	0	0	0	2,202	
13,500	13,700	720	130	0	0	0	0	0	0	0	0	2,242	
13,700	13,900	750	160	0	0	0	0	0	0	0	0	2,282	
13,900	14,100	780	180	0	0	0	0	0	0	0	0	2,322	
14,100	14,300	810	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2,362	
14,300	14,500	850	230	0	0	0	0	0	0	0	0	2,402	
14,500	14,700	880	250	0	0	0	0	0	0	0	0	2,442	
14,700	14,900	910	280	0	0	0	0	0	0	0	0	2,482	
14,900	15,100	940	300	0	0	0	0	0	0	0	0	2,522	
15,100	15,300	970	320	10	0	0	0	0	0	0	0	2,562	
15,300	15,500	1,010	350	40	0	0	0	0	0	0	0	2,602	
15,500	15,700	1,040	370	60	0	0	0	0	0	0	0	2,642	
15,700	15,900	1,070	400	80	0	0	0	0	0	0	0	2,682	
15,900	16,100	1,100	430	110	0	0	0	0	0	0	0	2,722	
16,100	16,300	1,130	470	130	0	0	0	0	0	0	0	2,762	
16,300	16,500	1,170	500	160	0	0	0	0	0	0	0	2,802	

昭和三十一年三月十四日

参議院会議録第二十二号 所得税法の一部を改正する法律案外五件

二二四

イ 月額表(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶養親族の数												
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以上	未満	税額												
16,500	16,700	1,200	530	180	0	0	0	0	0	0	0	0	2,877	
16,700	16,900	1,240	560	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2,928	
16,900	17,100	1,280	590	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	
17,100	17,300	1,320	630	250	0	0	0	0	0	0	0	0	3,072	
17,300	17,500	1,360	660	280	0	0	0	0	0	0	0	0	3,144	
17,500	18,000	1,430	710	320	0	0	0	0	0	0	0	0	3,216	
18,000	18,500	1,530	790	380	60	0	0	0	0	0	0	0	3,396	
18,500	19,000	1,630	870	460	120	0	0	0	0	0	0	0	3,576	
19,000	19,500	1,730	950	540	180	0	0	0	0	0	0	0	3,756	
19,500	20,000	1,830	1,030	620	240	60	0	0	0	0	0	0	3,936	
20,000	20,500	1,930	1,110	700	300	120	0	0	0	0	0	0	4,116	
20,500	21,000	2,030	1,190	780	360	180	0	0	0	0	0	0	4,296	
21,000	21,500	2,130	1,290	860	440	240	50	0	0	0	0	0	4,476	
21,500	22,000	2,230	1,390	940	520	300	110	0	0	0	0	0	4,656	
22,000	22,500	2,330	1,490	1,020	600	360	170	0	0	0	0	0	4,836	
22,500	23,000	2,430	1,590	1,100	680	430	230	40	0	0	0	0	5,016	
23,000	23,500	2,530	1,690	1,180	760	510	290	100	0	0	0	0	5,196	
23,500	24,000	2,630	1,790	1,270	840	590	350	160	0	0	0	0	5,376	
24,000	24,500	2,740	1,890	1,370	920	670	420	220	30	0	0	0	5,556	
24,500	25,000	2,860	1,990	1,470	1,000	750	590	280	90	0	0	0	5,736	
25,000	25,500	2,980	2,090	1,570	1,080	830	580	340	150	0	0	0	5,916	
25,500	26,000	3,100	2,190	1,670	1,160	910	660	410	210	30	0	0	6,096	
26,000	26,500	3,220	2,290	1,770	1,250	990	740	490	270	90	0	0	6,276	
26,500	27,000	3,340	2,390	1,870	1,350	1,070	820	570	380	150	0	0	6,463	
27,000	27,500	3,460	2,490	1,970	1,450	1,150	900	650	400	210	20	0	6,673	
27,500	28,000	3,580	2,590	2,070	1,550	1,240	980	730	480	270	80	0	6,883	
28,000	28,500	3,700	2,700	2,170	1,650	1,340	1,060	810	560	330	140	0	7,093	
28,500	29,000	3,820	2,820	2,270	1,750	1,440	1,140	890	640	390	200	10	7,303	
29,000	29,500	3,940	2,940	2,370	1,850	1,540	1,220	970	720	470	260	70	7,513	
29,500	30,000	4,060	3,060	2,470	1,950	1,640	1,320	1,050	800	550	320	130	7,723	
30,000	30,500	4,180	3,180	2,570	2,050	1,740	1,420	1,150	880	630	380	190	7,933	
30,500	31,000	4,300	3,300	2,670	2,150	1,840	1,520	1,210	960	710	460	250	8,143	
31,000	31,500	4,420	3,420	2,790	2,250	1,940	1,620	1,310	1,040	790	540	310	8,353	
31,500	32,000	4,540	3,540	2,910	2,350	2,040	1,720	1,410	1,120	870	620	370	8,563	
32,000	32,500	4,660	3,660	3,030	2,450	2,140	1,820	1,510	1,200	950	700	450	8,773	
32,500	33,000	4,780	3,780	3,150	2,550	2,240	1,920	1,610	1,300	1,080	780	530	8,983	
33,000	33,500	4,900	3,900	3,270	2,650	2,340	2,020	1,710	1,400	1,110	860	610	9,193	
33,500	34,000	5,040	4,040	3,420	2,790	2,460	2,150	1,830	1,520	1,210	960	710	9,392	
34,000	34,500	5,190	4,190	3,570	2,940	2,580	2,270	1,960	1,650	1,330	1,060	810	9,567	
34,500	35,000	5,340	4,340	3,720	3,090	2,720	2,400	2,080	1,770	1,460	1,160	910	9,742	
35,000	35,500	5,490	4,490	3,870	3,240	2,870	2,520	2,210	1,900	1,580	1,270	1,010	9,917	
35,500	36,000	5,640	4,640	4,020	3,390	3,020	2,650	2,330	2,020	1,710	1,400	1,110	10,092	
36,000	36,500	5,790	4,790	4,170	3,540	3,170	2,790	2,460	2,150	1,830	1,520	1,210	10,267	
36,500	37,000	5,940	4,940	4,320	3,690	3,320	2,940	2,580	2,270	1,960	1,650	1,330	10,442	
37,000	37,500	6,090	5,090	4,470	3,840	3,470	3,090	2,720	2,400	2,080	1,770	1,460	10,617	
37,500	38,000	6,240	5,240	4,620	3,990	3,620	3,240	2,870	2,520	2,210	1,900	1,580	10,792	
38,000	38,500	6,390	5,390	4,770	4,140	3,770	3,390	3,020	2,650	2,330	2,020	1,710	10,967	
38,500	39,000	6,560	5,540	4,920	4,290	3,920	3,540	3,170	2,790	2,460	2,150	1,830	11,142	
39,000	39,500	6,740	5,680	5,070	4,440	4,070	3,690	3,320	2,940	2,580	2,270	1,960	11,317	
39,500	40,000	6,910	5,840	5,220	4,590	4,220	3,840	3,470	3,090	2,720	2,400	2,080	11,497	

昭和三十一年三月十四日

参議院会議費第二十一号
所得稅法の一部を改正する法律案外五件

二二五

イ月額表(三)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
40,000	41,000	7,180	6,070	5,440	4,820	4,440	4,070	3,690	3,320	2,940	2,580	2,270	11,667
41,000	42,000	7,530	6,370	5,740	5,120	4,740	4,370	3,990	3,620	3,240	2,870	2,520	12,017
42,000	43,000	7,880	6,710	6,040	5,420	5,040	4,670	4,290	3,920	3,540	3,170	2,790	12,384
43,000	44,000	8,230	7,060	6,340	5,720	5,340	4,970	4,590	4,220	3,840	3,470	3,090	12,784
44,000	45,000	8,580	7,410	6,680	6,020	5,640	5,270	4,890	4,520	4,140	3,770	3,390	13,184
45,000	46,000	8,930	7,760	7,030	6,320	5,940	5,570	5,190	4,820	4,440	4,070	3,690	13,584
46,000	47,000	9,280	8,110	7,380	6,650	6,240	5,870	5,490	5,120	4,740	4,370	3,990	13,984
47,000	48,000	9,630	8,460	7,730	7,000	6,560	6,170	5,790	5,420	5,040	4,670	4,290	14,384
48,000	49,000	9,980	8,810	8,080	7,350	6,910	6,470	6,090	5,720	5,340	4,970	4,590	14,784
49,000	50,000	10,330	9,160	8,430	7,700	7,260	6,820	6,390	6,020	5,640	5,270	4,890	15,184
50,000	51,000	10,680	9,510	8,780	8,050	7,610	7,170	6,740	6,320	5,940	5,570	5,190	15,584
51,000	52,000	11,030	9,860	9,130	8,400	7,960	7,520	7,090	6,650	6,240	5,870	5,490	15,984
52,000	53,000	11,380	10,210	9,480	8,750	8,310	7,870	7,440	7,000	6,560	6,170	5,790	16,384
53,000	54,000	11,730	10,560	9,830	9,100	8,660	8,220	7,790	7,350	6,910	6,470	6,090	16,784
54,000	55,000	12,080	10,910	10,180	9,450	9,010	8,570	8,140	7,700	7,260	6,820	6,390	17,184
55,000	56,000	12,450	11,260	10,530	9,800	9,360	8,920	8,490	8,050	7,610	7,170	6,740	17,584
56,000	57,000	12,850	11,610	10,880	10,150	9,710	9,270	8,840	8,400	7,960	7,520	7,090	17,984
57,000	58,000	13,250	11,960	11,230	10,500	10,060	9,620	9,190	8,750	8,310	7,870	7,440	18,384
58,000	59,000	13,650	12,320	11,580	10,850	10,410	9,970	9,540	9,100	8,660	8,220	7,790	18,784
59,000	60,000	14,050	12,720	11,930	11,200	10,760	10,320	9,890	9,450	9,010	8,570	8,140	19,184
60,000	61,000	14,450	13,120	12,280	11,550	11,110	10,670	10,240	9,800	9,360	8,920	8,490	19,584
61,000	62,000	14,850	13,520	12,680	11,900	11,460	11,020	10,590	10,150	9,710	9,270	8,840	19,984
62,000	63,000	15,250	13,920	13,080	12,250	11,810	11,370	10,940	10,500	10,060	9,620	9,190	20,384
63,000	64,000	15,650	14,320	13,480	12,650	12,160	11,720	11,290	10,850	10,410	9,970	9,540	20,784
64,000	65,000	16,050	14,720	13,880	13,050	12,550	12,070	11,640	11,200	10,760	10,320	9,890	21,184
65,000	66,000	16,450	15,120	14,280	13,450	12,950	12,450	11,990	11,550	11,110	10,670	10,240	21,584
66,000	67,000	16,850	15,520	14,680	13,850	13,350	12,850	12,350	11,900	11,460	11,020	10,590	21,984
67,000	68,000	17,250	15,920	15,080	14,250	13,750	13,250	12,750	12,250	11,810	11,370	10,940	22,400
68,000	69,000	17,650	16,320	15,480	14,650	14,150	13,650	13,150	12,650	12,160	11,720	11,290	22,850
69,000	70,000	18,050	16,720	15,880	15,050	14,550	14,050	13,550	13,050	12,550	12,070	11,640	23,300
70,000	71,000	18,450	17,120	16,280	15,450	14,950	14,450	13,950	13,450	12,950	12,450	11,990	23,750
71,000	72,000	18,850	17,520	16,680	15,850	15,350	14,850	14,350	13,850	13,350	12,850	12,350	24,200
72,000	73,000	19,250	17,920	17,080	16,250	15,750	15,250	14,750	14,250	13,750	13,250	12,750	24,650
73,000	74,000	19,650	18,320	17,480	16,650	16,150	15,650	15,150	14,650	14,150	13,650	13,150	25,100
74,000	75,000	20,050	18,720	17,880	17,050	16,550	16,050	15,550	15,050	14,550	14,050	13,550	25,550
75,000	76,000	20,450	19,120	18,280	17,450	16,950	16,450	15,950	15,450	14,950	14,450	13,950	26,000
76,000	77,000	20,850	19,520	18,680	17,850	17,350	16,850	16,350	15,850	15,350	14,850	14,350	26,450
77,000	78,000	21,250	19,920	19,080	18,250	17,750	17,250	16,750	16,250	15,750	15,250	14,750	26,900
78,000	79,000	21,650	20,320	19,480	18,650	18,150	17,650	17,150	16,650	16,150	15,650	15,150	27,350
79,000	80,000	22,050	20,720	19,880	19,050	18,550	18,050	17,550	17,050	16,550	16,050	15,550	27,800
80,000	81,500	22,590	21,220	20,380	19,550	19,050	18,550	18,050	17,550	17,050	16,550	16,050	28,250
81,500	83,000	23,260	21,820	20,980	20,150	19,650	19,150	18,650	18,150	17,650	17,150	16,650	28,925
83,000	84,500	23,940	22,440	21,580	20,750	20,250	19,750	19,250	18,750	18,250	17,750	17,250	29,600
84,500	86,000	24,610	23,110	22,180	21,350	20,850	20,350	19,850	19,350	18,850	18,350	17,850	30,275
86,000	87,500	25,290	23,790	22,850	21,950	21,450	20,950	20,450	19,950	19,450	18,950	18,450	30,950
87,500	89,000	25,960	24,460	23,520	22,590	22,050	21,550	21,050	20,550	20,050	19,550	19,050	31,625
89,000	90,500	26,640	25,140	24,200	23,260	22,700	22,150	21,650	21,150	20,650	20,150	19,650	32,300
90,500	92,000	27,310	25,810	24,870	23,940	23,370	22,810	22,250	21,750	21,250	20,750	20,250	32,975
92,000	93,500	27,990	26,490	25,550	24,610	24,050	23,490	22,920	22,360	21,850	21,350	20,850	33,650
93,500	95,000	28,660	27,160	26,220	25,290	24,720	24,160	23,600	23,040	22,470	21,950	21,450	34,325
95,000	97,500	29,560	28,060	27,120	26,190	25,620	25,060	24,500	23,940	23,370	22,810	22,250	35,000
97,500	99,000	30,460	28,960	28,020	27,090	26,520	25,960	25,400	24,840	24,270	23,710	23,150	36,125
99,000	100,500	31,140	29,640	28,700	27,760	27,200	26,640	26,070	25,510	24,950	24,390	23,820	36,800
100,500	102,000	31,810	30,310	29,370	28,440	27,870	27,310	26,750	26,190	25,620	25,060	24,500	37,500
102,000	103,500	32,490	30,990	30,050	29,110	28,550	27,990	27,420	26,860	26,300	25,740	25,170	38,250

昭和三十一年三月十四日 参議院会議録第二十一号 所得税法の一部を改正する法律案外五件

イ 月額表(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第一項第五 号の規定 による税額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
103,500	105,000	33,160	31,660	30,720	29,790	29,220	28,660	28,100	27,540	26,970	26,410	25,850	
105,000	106,500	33,840	32,340	31,400	30,460	29,900	29,340	28,770	28,210	27,650	27,090	26,520	
106,500	108,000	34,510	33,010	32,070	31,140	30,570	30,010	29,450	28,890	28,320	27,760	27,200	
108,000	109,500	35,190	33,680	32,750	31,810	31,250	30,690	30,120	29,560	29,000	28,440	27,870	
109,500	111,000	35,860	34,360	33,420	32,490	31,920	31,360	30,800	30,240	29,670	29,110	28,550	
111,000	112,500	36,540	35,040	34,100	33,160	32,600	32,040	31,470	30,910	30,350	29,790	29,220	
112,500	114,000	37,210	35,710	34,770	33,840	33,270	32,710	32,150	31,590	31,020	30,460	29,900	
114,000	115,500	37,960	36,390	35,450	34,510	33,950	33,390	32,820	32,260	31,700	31,140	30,570	
115,500	117,000	38,710	37,060	36,120	35,190	34,620	34,060	33,500	32,940	32,370	31,810	31,250	
117,000	118,500	39,460	37,790	36,800	35,860	35,300	34,740	34,170	33,610	33,050	32,490	31,920	
118,500	120,000	40,210	38,540	37,500	36,540	35,970	35,410	34,850	34,290	33,720	33,160	32,600	
120,000	121,500	40,960	39,290	38,250	37,210	36,650	36,090	35,520	34,960	34,400	33,840	33,270	
121,500	123,000	41,710	40,040	39,000	37,960	37,330	36,760	36,200	35,640	35,070	34,510	33,950	
123,000	124,500	42,460	40,790	39,750	38,710	38,080	37,460	36,870	36,310	35,750	35,190	34,620	
124,500	126,000	43,210	41,540	40,500	39,460	38,830	38,210	37,580	36,990	36,420	35,860	35,300	
126,000	127,500	43,960	42,290	41,250	40,210	39,580	38,960	38,330	37,710	37,100	36,540	35,970	
127,500	129,000	44,710	43,040	42,000	40,960	40,330	39,710	39,080	38,460	37,830	37,210	36,650	
129,000	130,500	45,460	43,790	42,750	41,710	41,080	40,460	39,880	39,210	38,580	37,960	37,330	
130,500	132,000	46,210	44,540	43,500	42,460	41,830	41,210	40,580	39,960	39,330	38,710	38,080	
132,000	133,500	46,960	45,290	44,250	43,210	42,580	41,960	41,330	40,710	40,080	39,460	38,830	
133,500	135,000	47,710	46,040	45,000	43,960	43,330	42,710	42,080	41,460	40,830	40,210	39,580	
135,000	136,500	48,460	46,790	45,750	44,710	44,080	43,460	42,830	42,210	41,580	40,960	40,330	
136,500	138,000	49,210	47,540	46,500	45,460	44,830	44,210	43,580	42,960	42,330	41,710	41,080	
138,000	139,500	49,960	48,290	47,250	46,210	45,580	44,960	44,330	43,710	43,080	42,460	41,830	
139,500	140,000	50,460	48,790	47,750	46,710	46,080	45,460	44,830	44,210	43,580	42,960	42,330	
140,000円		50,580	48,920	47,870	46,830	46,210	45,580	44,960	44,330	43,710	43,080	42,460	
140,000円を こえ 180,000 円に満たない 金額		140,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち140,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											
180,000円		70,580	68,920	67,870	66,830	66,210	65,580	64,960	64,330	63,710	63,080	62,460	
180,000円を こえ 263,000 円に満たない 金額		180,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち180,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											
263,000円		116,230	114,570	113,520	112,480	111,860	111,230	110,610	109,980	109,360	108,730	108,110	
263,000円を こえる金額		263,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち263,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											

昭和三十一年三月十四日 参議院会議録第二十一号 所得税法の一部を改正する法律案外五件

イ、月額表(五)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額
	扶養親族の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額										
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額											従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに334円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、584円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												

(備考) 税額の求め方

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(即に該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から417円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、584円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに334円を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき350円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和三十一年三月十四日

参議院会議録第二十一号

所得税法の一部を改正する法律案外五件

口 週額表(二)

その他の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
4,250	4,300	360	190	90	20	0	0	0	0	0	0	810	
4,300	4,350	370	200	100	20	0	0	0	0	0	0	828	
4,350	4,400	380	200	110	30	0	0	0	0	0	0	846	
4,400	4,450	390	210	110	30	0	0	0	0	0	0	864	
4,450	4,500	400	220	120	40	0	0	0	0	0	0	882	
4,500	4,600	410	230	130	50	10	0	0	0	0	0	900	
4,600	4,700	430	250	150	60	20	0	0	0	0	0	936	
4,700	4,800	450	260	170	70	30	0	0	0	0	0	972	
4,800	4,900	470	280	180	90	40	0	0	0	0	0	1,008	
4,900	5,000	490	300	200	100	50	10	0	0	0	0	1,044	
5,000	5,100	510	320	210	120	70	20	0	0	0	0	1,080	
5,100	5,200	530	340	230	130	80	30	0	0	0	0	1,116	
5,200	5,300	550	360	250	150	90	50	0	0	0	0	1,152	
5,300	5,400	570	380	260	170	110	60	10	0	0	0	1,188	
5,400	5,500	590	400	280	180	120	70	30	0	0	0	1,224	
5,500	5,600	610	420	300	200	140	80	40	0	0	0	1,260	
5,600	5,700	640	440	320	210	150	100	50	10	0	0	1,296	
5,700	5,800	660	460	340	230	170	110	60	20	0	0	1,332	
5,800	5,900	680	480	360	250	190	130	70	30	0	0	1,368	
5,900	6,000	710	500	380	260	200	140	90	40	0	0	1,404	
6,000	6,100	730	520	400	280	220	160	100	50	10	0	1,440	
6,100	6,200	760	540	420	300	230	180	120	70	20	0	1,476	
6,200	6,300	780	560	440	320	250	190	130	80	30	0	1,515	
6,300	6,400	800	580	460	340	270	210	150	90	50	0	1,557	
6,400	6,500	830	600	480	360	280	220	170	110	60	10	1,599	
6,500	6,600	850	620	500	380	300	240	180	120	70	30	0	1,641
6,600	6,700	880	640	520	400	320	260	200	140	80	40	0	1,683
6,700	6,800	900	670	540	420	340	270	210	160	100	50	10	1,725
6,800	6,900	920	690	560	440	360	290	230	170	110	60	20	1,767
6,900	7,000	950	710	580	460	380	310	250	190	130	70	30	1,809
7,000	7,100	970	740	600	480	400	330	260	200	150	90	40	1,851
7,100	7,200	1,000	760	620	500	420	350	280	220	160	100	60	1,893
7,200	7,300	1,020	790	640	520	440	370	300	240	180	120	70	1,935
7,300	7,400	1,040	810	660	540	460	390	320	250	190	130	80	1,977
7,400	7,500	1,070	830	690	560	480	410	340	270	210	150	90	2,019
7,500	7,600	1,090	860	710	580	500	430	360	280	230	170	110	2,061
7,600	7,700	1,120	880	740	600	520	450	380	300	240	180	120	2,103
7,700	7,800	1,140	910	760	620	540	470	400	320	260	200	140	2,145
7,800	7,900	1,170	930	790	640	570	490	420	350	280	220	160	2,186
7,900	8,000	1,200	960	820	670	590	520	450	370	300	240	180	2,221
8,000	8,100	1,230	990	850	700	620	540	470	400	320	260	200	2,256
8,100	8,200	1,260	1,020	880	730	640	570	500	420	350	280	220	2,291
8,200	8,300	1,290	1,050	910	760	670	590	520	450	370	300	240	2,326
8,300	8,400	1,320	1,080	940	790	700	620	550	470	400	330	260	2,361
8,400	8,500	1,350	1,110	970	820	730	650	570	500	420	350	280	2,396
8,500	8,600	1,380	1,140	1,000	850	760	680	600	520	450	380	300	2,431
8,600	8,700	1,410	1,170	1,030	880	790	710	620	550	470	400	330	2,466
8,700	8,800	1,440	1,200	1,060	910	820	740	650	570	500	430	350	2,501
8,800	8,900	1,470	1,230	1,090	940	850	770	680	600	520	450	380	2,536
8,900	9,000	1,500	1,260	1,120	970	880	800	710	620	550	480	400	2,571

口 週額表(三)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
9,000	9,100	1,530	1,290	1,150	1,000	910	830	740	650	570	500	430	2,606
9,100	9,200	1,570	1,320	1,180	1,030	940	860	770	680	600	530	450	2,641
9,200	9,300	1,600	1,350	1,210	1,060	970	890	800	710	620	550	480	2,676
9,300	9,400	1,640	1,380	1,240	1,090	1,000	920	830	740	650	580	500	2,711
9,400	9,500	1,670	1,410	1,270	1,120	1,080	950	860	770	680	600	530	2,746
9,500	9,700	1,730	1,460	1,310	1,170	1,080	990	900	820	730	640	570	2,781
9,700	9,900	1,800	1,520	1,370	1,230	1,140	1,050	960	880	790	700	620	2,851
9,900	10,100	1,870	1,590	1,430	1,290	1,200	1,110	1,020	940	850	760	670	2,930
10,100	10,300	1,940	1,660	1,490	1,350	1,260	1,170	1,080	1,000	910	820	730	3,010
10,300	10,500	2,010	1,730	1,560	1,410	1,320	1,230	1,140	1,060	970	880	790	3,090
10,500	10,700	2,080	1,800	1,630	1,470	1,380	1,290	1,200	1,120	1,030	940	850	3,170
10,700	10,900	2,150	1,870	1,700	1,530	1,440	1,350	1,260	1,180	1,090	1,000	910	3,250
10,900	11,100	2,220	1,940	1,770	1,600	1,500	1,410	1,320	1,240	1,150	1,060	970	3,330
11,100	11,300	2,290	2,010	1,840	1,670	1,570	1,470	1,380	1,300	1,210	1,120	1,030	3,410
11,300	11,500	2,360	2,080	1,910	1,740	1,640	1,540	1,440	1,360	1,270	1,180	1,090	3,490
11,500	11,700	2,430	2,150	1,980	1,810	1,710	1,610	1,510	1,420	1,330	1,240	1,150	3,570
11,700	11,900	2,500	2,220	2,050	1,880	1,780	1,680	1,580	1,480	1,390	1,300	1,210	3,650
11,900	12,100	2,570	2,290	2,120	1,950	1,850	1,750	1,650	1,540	1,450	1,360	1,270	3,730
12,100	12,300	2,640	2,360	2,190	2,020	1,920	1,820	1,720	1,610	1,510	1,420	1,330	3,810
12,300	12,500	2,710	2,430	2,260	2,090	1,990	1,890	1,790	1,680	1,580	1,480	1,390	3,890
12,500	12,700	2,780	2,500	2,330	2,160	2,060	1,960	1,860	1,750	1,650	1,550	1,450	3,970
12,700	12,900	2,850	2,570	2,400	2,230	2,130	2,030	1,930	1,820	1,720	1,620	1,520	4,050
12,900	13,100	2,930	2,640	2,470	2,300	2,200	2,100	2,000	1,890	1,790	1,690	1,590	4,130
13,100	13,300	3,010	2,710	2,540	2,370	2,270	2,170	2,070	1,960	1,860	1,760	1,660	4,210
13,300	13,500	3,090	2,780	2,610	2,440	2,340	2,240	2,140	2,030	1,930	1,830	1,730	4,290
13,500	13,700	3,170	2,850	2,680	2,510	2,410	2,310	2,210	2,100	2,000	1,900	1,800	4,370
13,700	13,900	3,250	2,930	2,750	2,580	2,480	2,380	2,280	2,170	2,070	1,970	1,870	4,450
13,900	14,100	3,330	3,010	2,820	2,650	2,550	2,450	2,350	2,240	2,140	2,040	1,940	4,530
14,100	14,300	3,410	3,090	2,900	2,720	2,620	2,520	2,420	2,310	2,210	2,110	2,010	4,610
14,300	14,500	3,490	3,170	2,980	2,790	2,690	2,590	2,490	2,380	2,280	2,180	2,080	4,690
14,500	14,700	3,570	3,250	3,060	2,860	2,760	2,660	2,560	2,450	2,350	2,250	2,150	4,770
14,700	14,900	3,650	3,330	3,140	2,940	2,830	2,730	2,630	2,520	2,420	2,320	2,220	4,850
14,900	15,100	3,730	3,410	3,220	3,020	2,910	2,800	2,700	2,590	2,490	2,390	2,290	4,930
15,100	15,300	3,810	3,490	3,300	3,100	2,990	2,870	2,770	2,660	2,560	2,460	2,360	5,010
15,300	15,500	3,890	3,570	3,380	3,180	3,070	2,950	2,840	2,730	2,630	2,530	2,430	5,090
15,500	15,700	3,970	3,650	3,460	3,260	3,150	3,030	2,910	2,800	2,700	2,600	2,500	5,170
15,700	15,900	4,050	3,730	3,540	3,340	3,230	3,110	2,990	2,880	2,770	2,670	2,570	5,257
15,900	16,100	4,130	3,810	3,620	3,420	3,310	3,190	3,070	2,960	2,840	2,740	2,640	5,347
16,100	16,300	4,210	3,890	3,700	3,500	3,390	3,270	3,150	3,040	2,920	2,810	2,710	5,437
16,300	16,500	4,290	3,970	3,780	3,580	3,470	3,350	3,230	3,120	3,000	2,880	2,780	5,527
16,500	16,700	4,370	4,050	3,860	3,660	3,550	3,430	3,310	3,200	3,080	2,980	2,880	5,617
16,700	16,900	4,450	4,130	3,940	3,740	3,630	3,510	3,390	3,280	3,160	3,040	2,930	5,707
16,900	17,100	4,530	4,210	4,020	3,820	3,710	3,590	3,470	3,360	3,240	3,120	3,010	5,797
17,100	17,300	4,610	4,290	4,100	3,900	3,790	3,670	3,550	3,440	3,320	3,200	3,090	5,887
17,300	17,500	4,690	4,370	4,180	3,980	3,870	3,750	3,630	3,520	3,400	3,280	3,170	5,977
17,500	17,700	4,770	4,450	4,260	4,060	3,950	3,830	3,710	3,600	3,480	3,360	3,250	6,067
17,700	17,900	4,850	4,530	4,340	4,140	4,030	3,910	3,790	3,680	3,560	3,440	3,330	6,157
17,900	18,100	4,930	4,610	4,420	4,220	4,110	3,990	3,870	3,760	3,640	3,520	3,410	6,247
18,100	18,300	5,010	4,690	4,500	4,300	4,190	4,070	3,950	3,840	3,720	3,600	3,490	6,337
18,300	18,500	5,090	4,770	4,580	4,380	4,270	4,150	4,030	3,920	3,800	3,680	3,570	6,427
18,500	18,700	5,170	4,850	4,660	4,460	4,350	4,230	4,110	4,000	3,880	3,760	3,650	6,517
18,700	18,900	5,250	4,930	4,740	4,540	4,430	4,310	4,190	4,080	3,960	3,840	3,730	6,607
18,900	19,100	5,340	5,010	4,820	4,620	4,510	4,390	4,270	4,160	4,040	3,920	3,810	6,697
19,100	19,300	5,430	5,090	4,900	4,700	4,590	4,470	4,350	4,240	4,120	4,000	3,890	6,787
19,300	19,500	5,520	5,170	4,980	4,780	4,670	4,550	4,430	4,320	4,200	4,080	3,970	6,877

昭和二十二年三月十四日 参議院会議録第二十一号

所得稅法の一部を改正する法律案外五件

ロ 週額表(四)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
19,500	19,800	5,630	5,280	5,080	4,880	4,770	4,650	4,530	4,420	4,300	4,180	4,070	6,967
19,800	20,100	5,770	5,420	5,200	5,000	4,890	4,770	4,650	4,540	4,420	4,300	4,190	7,102
20,100	20,400	5,900	5,550	5,330	5,120	5,010	4,890	4,770	4,660	4,540	4,420	4,310	7,237
20,400	20,700	6,040	5,690	5,470	5,250	5,130	5,010	4,890	4,780	4,660	4,540	4,430	7,372
20,700	21,000	6,170	5,820	5,600	5,390	5,250	5,130	5,010	4,900	4,780	4,660	4,550	7,507
21,000	21,300	6,310	5,960	5,740	5,520	5,390	5,260	5,130	5,020	4,900	4,780	4,670	7,642
21,300	21,600	6,440	6,090	5,870	5,660	5,520	5,390	5,260	5,140	5,020	4,900	4,790	7,777
21,600	21,900	6,580	6,230	6,010	5,790	5,660	5,530	5,400	5,260	5,140	5,020	4,910	7,912
21,900	22,200	6,710	6,360	6,140	5,930	5,790	5,660	5,530	5,400	5,270	5,140	5,030	8,047
22,200	22,500	6,850	6,500	6,280	6,060	5,930	5,800	5,670	5,530	5,400	5,270	5,150	8,182
22,500	22,800	6,980	6,630	6,410	6,200	6,060	5,930	5,800	5,670	5,540	5,410	5,280	8,317
22,800	23,100	7,120	6,770	6,550	6,330	6,200	6,070	5,940	5,800	5,670	5,540	5,410	8,452
23,100	23,400	7,250	6,900	6,680	6,470	6,330	6,200	6,070	5,940	5,810	5,680	5,550	8,587
23,400	23,700	7,390	7,040	6,820	6,600	6,470	6,340	6,210	6,070	5,940	5,810	5,680	8,725
23,700	24,000	7,520	7,170	6,950	6,740	6,600	6,470	6,340	6,210	6,080	5,950	5,820	8,875
24,000	24,300	7,660	7,310	7,090	6,870	6,740	6,610	6,480	6,340	6,210	6,080	5,950	9,025
24,300	24,600	7,790	7,440	7,220	7,010	6,870	6,740	6,610	6,480	6,350	6,220	6,090	9,175
24,600	24,900	7,930	7,580	7,360	7,140	7,010	6,880	6,750	6,610	6,480	6,350	6,220	9,325
24,900	25,200	8,060	7,710	7,490	7,280	7,140	7,010	6,880	6,750	6,620	6,490	6,360	9,475
25,200	25,500	8,200	7,850	7,630	7,410	7,280	7,150	7,020	6,880	6,750	6,620	6,490	9,625
25,500	25,800	8,330	7,980	7,760	7,550	7,410	7,280	7,150	7,020	6,890	6,760	6,630	9,775
25,800	26,100	8,470	8,120	7,900	7,680	7,550	7,420	7,290	7,150	7,020	6,890	6,760	9,925
26,100	26,400	8,600	8,250	8,030	7,820	7,680	7,550	7,420	7,290	7,160	7,030	6,900	10,075
26,400	26,700	8,740	8,390	8,170	7,950	7,820	7,690	7,560	7,420	7,290	7,160	7,030	10,225
26,700	27,000	8,890	8,520	8,300	8,090	7,950	7,820	7,690	7,560	7,430	7,300	7,170	10,375
27,000	27,300	9,040	8,660	8,440	8,220	8,090	7,960	7,830	7,690	7,560	7,430	7,300	10,525
27,300	27,600	9,190	8,800	8,570	8,360	8,220	8,090	7,960	7,830	7,700	7,570	7,440	10,675
27,600	27,900	9,340	8,950	8,710	8,490	8,360	8,230	8,100	7,960	7,830	7,700	7,570	10,825
27,900	28,200	9,490	9,100	8,860	8,630	8,490	8,360	8,230	8,100	7,970	7,840	7,710	10,975
28,200	28,500	9,640	9,250	9,010	8,770	8,630	8,500	8,370	8,230	8,100	7,970	7,840	11,125
28,500	28,800	9,790	9,400	9,160	8,920	8,770	8,630	8,500	8,370	8,240	8,110	7,980	11,275
28,800	29,100	9,940	9,550	9,310	9,070	8,920	8,780	8,640	8,500	8,370	8,240	8,110	11,425
29,100	29,400	10,090	9,700	9,460	9,220	9,070	8,930	8,780	8,640	8,510	8,380	8,250	11,575
29,400	29,700	10,240	9,850	9,610	9,370	9,220	9,080	8,930	8,790	8,640	8,510	8,380	11,725
29,700	30,000	10,390	10,000	9,760	9,520	9,370	9,230	9,080	8,930	8,790	8,650	8,520	11,875
30,000	30,300	10,540	10,150	9,910	9,670	9,520	9,380	9,230	9,080	8,940	8,790	8,650	12,025
30,300	30,600	10,690	10,300	10,060	9,820	9,670	9,530	9,380	9,230	9,090	8,940	8,800	12,175
30,600	30,900	10,840	10,450	10,210	9,970	9,820	9,680	9,530	9,380	9,240	9,090	8,950	12,325
30,900	31,200	10,990	10,600	10,360	10,120	9,970	9,830	9,680	9,530	9,390	9,240	9,100	12,475
31,200	31,500	11,140	10,750	10,510	10,270	10,120	9,980	9,830	9,680	9,540	9,390	9,250	12,625
31,500	31,800	11,290	10,900	10,660	10,420	10,270	10,120	9,980	9,830	9,690	9,540	9,400	12,775
31,800	32,100	11,440	11,050	10,810	10,570	10,420	10,280	10,130	9,980	9,840	9,690	9,550	12,925
32,100	32,400	11,590	11,200	10,960	10,720	10,570	10,430	10,280	10,130	9,990	9,840	9,700	13,075
32,400	32,700	11,740	11,350	11,110	10,870	10,720	10,580	10,430	10,280	10,140	9,990	9,850	13,225
32,700	33,000	11,890	11,500	11,260	11,020	10,870	10,730	10,580	10,430	10,290	10,140	10,000	13,375
33,000 円		11,970	11,580	11,340	11,090	10,950	10,800	10,650	10,510	10,360	10,220	10,070	13,525
33,000 円をこ え 42,000円に 満たない金額													13,525 円に、 その週の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 33,000 円をこえる金 額の 50%に相 当する金額を加 算した金額
42,000 円		16,470	16,080	15,840	15,590	15,450	15,300	15,150	15,010	14,860	14,720	14,570	18,181

口 週額表(五)

その週の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額											
	扶養親族の数																						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人												
以上未満	税額																						
42,000円をこえ61,500円に満たない金額	42,000円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち42,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											18,181円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち42,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											
61,500円	27,200	26,800	26,560	26,320	26,170	26,030	25,880	25,730	25,590	25,440	25,300	29,064円											
61,500円をこえる金額	61,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち61,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											29,064円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち61,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額																							
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに98円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、137円)を、扶養親族である不具がある場合には、当該不具者1人につき98円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																							

(備考 税額の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(△に該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその週の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求める。その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から98円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、137円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、その者のその週の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求める。その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに78円を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき80円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和三十一年三月十四日 参議院会議録第二十一号

所得稅法の一部を改正する法律案外五件

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

昭和三十一年三月十四日 参議院会議録第二十一号 所得税法の一部を改正する法律案外五件

八日額表(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
	扶養親族の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
円 700	円 720	円 750	円 149	円 0									
720	740	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	156	0
740	760	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	163	0
760	780	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	170	0
780	800	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	177	0
800	820	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	185	0
820	840	950	950	950	950	950	950	950	950	950	950	192	1
840	860	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	199	3
860	880	1050	1050	1050	1050	1050	1050	1050	1050	1050	1050	206	6
880	900	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	213	8
900	920	1150	1150	1150	1150	1150	1150	1150	1150	1150	1150	222	11
920	940	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	231	13
940	960	1250	1250	1250	1250	1250	1250	1250	1250	1250	1250	239	15
960	980	1300	1300	1300	1300	1300	1300	1300	1300	1300	1300	248	19
980	1000	1350	1350	1350	1350	1350	1350	1350	1350	1350	1350	256	22
1,000	1,020	1400	1050	850	70	55	45	35	30	20	10	5	264
1,020	1,040	1450	1100	900	70	60	50	40	30	25	15	10	273
1,040	1,060	1500	1150	950	75	65	55	45	35	25	20	10	281
1,060	1,080	1550	1200	1000	80	70	60	50	40	30	20	15	290
1,080	1,100	1600	1250	1050	85	75	65	55	45	35	25	15	298
1,100	1,120	1650	1300	1100	90	75	65	55	45	35	30	20	306
1,120	1,140	1700	1350	1150	95	80	70	60	50	40	30	25	315
1,140	1,160	1750	1400	1200	100	85	75	65	55	45	35	25	322
1,160	1,180	1800	1450	1250	105	95	80	70	60	50	40	30	329
1,180	1,200	1850	1550	1300	110	100	85	75	65	55	45	35	336
1,200	1,220	1950	1600	1400	115	105	90	80	70	60	50	40	343
1,220	1,240	2000	1650	1450	125	110	100	85	75	65	55	45	350
1,240	1,260	2050	1700	1500	130	115	105	90	80	70	60	50	357
1,260	1,280	2100	1750	1550	135	125	110	95	85	75	65	55	364
1,280	1,300	2200	1850	1600	140	130	115	105	90	80	70	60	371
1,300	1,320	2250	1900	170	145	135	120	110	95	85	75	65	378
1,320	1,340	2300	1950	175	155	140	130	115	106	90	80	70	385
1,340	1,360	2400	2000	180	160	145	135	120	110	95	85	75	392
1,360	1,380	2450	2050	185	165	155	140	125	115	100	90	80	399
1,380	1,400	2550	2150	190	170	160	145	135	120	110	95	85	406
1,400	1,420	2600	2200	200	175	165	150	140	125	115	100	90	414
1,420	1,440	2650	2300	205	185	170	160	145	135	120	110	95	422
1,440	1,460	2750	2350	210	190	175	165	150	140	125	115	100	430
1,460	1,480	2800	2400	215	195	185	170	155	145	130	120	105	438
1,480	1,500	2900	2500	225	200	190	175	165	150	140	125	115	446
1,500	1,530	2950	2550	235	210	195	185	170	160	145	135	120	454
1,530	1,560	3050	2700	245	220	205	190	180	165	155	140	130	466
1,560	1,590	3200	2800	255	230	215	200	190	175	165	150	140	478
1,590	1,620	3300	2900	265	240	225	210	200	185	175	160	145	490
1,620	1,650	3400	3000	275	250	235	220	205	195	180	170	155	502
1,650	1,680	3500	3100	285	260	245	230	215	205	190	180	165	514
1,680	1,710	3600	3200	295	270	255	240	225	210	200	185	175	526
1,710	1,740	3700	3300	305	280	265	255	240	225	210	195	185	538
1,740	1,770	3800	3400	315	290	280	265	250	235	220	205	190	550
1,770	1,800	3900	3500	325	305	290	275	260	245	230	215	200	562

昭和三十一年三月十四日

参議院会議録第二十一号

所得税法の一部を改正する法律案外五件

一二五

ハ 日額表(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第一項第六 号の規定 による税 額	
	扶養親族の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税額												
1,800	1,830	400	360	340	315	300	285	270	255	240	225	210	574	206
1,830	1,860	415	375	350	325	310	295	280	265	250	235	220	586	215
1,860	1,890	425	385	360	335	320	305	290	275	260	245	230	598	224
1,890	1,920	435	395	370	345	330	315	300	285	270	255	240	610	233
1,920	1,950	450	405	380	355	340	325	310	295	280	265	255	622	242
1,950	1,980	460	415	390	365	350	335	320	305	290	280	265	634	251
1,980	2,010	475	430	400	375	360	345	330	320	305	290	275	646	260
2,010	2,040	485	440	410	385	370	360	345	330	315	300	285	658	269
2,040	2,070	495	450	425	395	385	370	355	340	325	310	295	670	278
2,070	2,100	510	465	435	410	395	380	365	350	335	320	305	682	287
2,100	2,130	520	475	450	420	405	390	375	360	345	330	315	694	297
2,130	2,160	535	490	460	430	415	400	385	370	355	340	325	706	308
2,160	2,190	545	500	470	445	430	410	395	380	365	350	335	718	318
2,190	2,220	555	510	485	455	440	425	405	390	375	360	345	730	329
2,220	2,250	570	525	495	470	450	435	420	400	385	370	360	742	339
2,250	2,280	580	535	510	480	465	445	430	415	395	385	370	755	350
2,280	2,310	595	550	520	490	475	460	440	425	410	395	380	769	360
2,310	2,340	605	560	530	505	490	470	455	435	420	405	390	782	371
2,340	2,370	615	570	545	515	500	485	465	450	430	415	400	796	381
2,370	2,400	630	585	555	530	510	495	480	460	445	430	410	809	392
2,400	2,430	640	595	570	540	525	505	490	475	455	440	425	823	402
2,430	2,460	655	610	580	550	535	520	500	485	470	450	435	836	413
2,460	2,490	665	620	590	565	550	530	515	495	480	465	445	850	423
2,490	2,520	675	630	605	575	560	545	525	510	490	475	460	863	434
2,520	2,550	690	645	615	590	570	555	540	520	505	490	470	877	444
2,550	2,580	700	655	630	600	585	565	550	535	515	500	485	890	455
2,580	2,610	715	670	640	610	595	580	560	545	530	510	495	904	465
2,610	2,640	725	680	650	625	610	590	575	555	540	525	505	917	476
2,640	2,670	735	690	665	635	620	605	585	570	550	535	520	931	486
2,670	2,700	750	705	675	650	630	615	600	580	565	550	530	944	497
2,700	2,750	770	720	690	665	650	630	615	595	580	565	545	958	507
2,750	2,800	790	740	710	685	670	650	635	615	600	585	565	980	525
2,800	2,850	815	765	730	705	690	670	655	635	620	605	585	1,003	542
2,850	2,900	835	785	755	725	710	690	675	655	640	625	605	1,025	560
2,900	2,950	860	810	775	745	730	710	695	675	660	645	625	1,048	580
2,950	3,000	880	830	800	765	750	730	715	695	680	665	645	1,070	600
3,000	3,050	905	855	820	790	770	750	735	715	700	685	665	1,093	620
3,050	3,100	925	875	845	810	795	775	755	735	720	705	685	1,115	640
3,100	3,150	950	900	865	835	815	795	780	760	740	725	705	1,138	660
3,150	3,200	970	920	890	855	840	820	800	780	765	745	725	1,160	680
3,200	3,250	995	945	910	880	860	840	825	805	785	765	745	1,183	700
3,250	3,300	1,015	965	935	900	885	865	845	825	810	790	770	1,205	720
3,300	3,350	1,040	990	955	925	905	885	870	850	830	810	790	1,228	740
3,350	3,400	1,060	1,010	980	945	930	910	890	870	855	835	815	1,251	760
3,400	3,450	1,085	1,035	1,000	970	950	930	915	895	875	855	835	1,276	780
3,450	3,500	1,105	1,055	1,025	990	975	955	935	915	900	880	860	1,301	800
3,500	3,550	1,130	1,080	1,045	1,015	995	975	950	940	920	900	880	1,326	820
3,550	3,600	1,150	1,100	1,070	1,035	1,020	1,000	980	960	945	925	905	1,351	840
3,600	3,650	1,175	1,125	1,090	1,060	1,040	1,020	1,005	985	965	945	925	1,376	860
3,650	3,700	1,195	1,145	1,115	1,080	1,065	1,045	1,025	1,005	990	970	950	1,401	880

八 日額表(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額			
	扶養親族の数															
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人					
以上	未満	税額														
3,700	3,750	1,220	1,170	1,135	1,105	1,085	1,065	1,050	1,030	1,010	990	970	1,426	900		
3,750	3,800	1,240	1,190	1,160	1,125	1,110	1,090	1,070	1,050	1,035	1,015	995	1,451	920		
3,800	3,850	1,265	1,215	1,180	1,150	1,130	1,110	1,095	1,075	1,055	1,035	1,015	1,476	940		
3,850	3,900	1,290	1,235	1,205	1,170	1,155	1,135	1,115	1,095	1,080	1,060	1,040	1,501	960		
3,900	3,950	1,315	1,260	1,225	1,195	1,175	1,155	1,140	1,120	1,100	1,080	1,060	1,526	980		
3,950	4,000	1,340	1,285	1,250	1,215	1,200	1,180	1,160	1,140	1,125	1,105	1,085	1,551	1,000		
4,000	4,050	1,365	1,310	1,275	1,240	1,220	1,200	1,185	1,165	1,145	1,125	1,105	1,576	1,021		
4,050	4,100	1,390	1,335	1,300	1,265	1,245	1,225	1,205	1,185	1,170	1,150	1,130	1,601	1,044		
4,100	4,150	1,415	1,360	1,325	1,290	1,270	1,245	1,230	1,210	1,190	1,170	1,150	1,626	1,066		
4,150	4,200	1,440	1,385	1,350	1,315	1,295	1,270	1,250	1,230	1,215	1,195	1,175	1,651	1,089		
4,200	4,250	1,465	1,410	1,375	1,340	1,320	1,295	1,275	1,255	1,235	1,215	1,195	1,676	1,111		
4,250	4,300	1,490	1,435	1,400	1,365	1,345	1,320	1,300	1,280	1,260	1,240	1,220	1,701	1,134		
4,300	4,350	1,515	1,460	1,425	1,390	1,370	1,345	1,325	1,305	1,285	1,265	1,240	1,726	1,156		
4,350	4,400	1,540	1,485	1,450	1,415	1,395	1,370	1,350	1,330	1,310	1,290	1,265	1,751	1,179		
4,400	4,450	1,565	1,510	1,475	1,440	1,420	1,395	1,375	1,355	1,335	1,315	1,290	1,776	1,201		
4,450	4,500	1,590	1,535	1,500	1,465	1,445	1,420	1,400	1,380	1,360	1,340	1,315	1,801	1,224		
4,500	4,550	1,615	1,560	1,525	1,490	1,470	1,445	1,425	1,405	1,385	1,365	1,340	1,826	1,246		
4,550	4,600	1,640	1,585	1,550	1,515	1,495	1,470	1,450	1,430	1,410	1,390	1,365	1,851	1,269		
4,600	4,650	1,665	1,610	1,575	1,540	1,520	1,495	1,475	1,455	1,435	1,415	1,390	1,876	1,291		
4,650	4,700	1,690	1,635	1,600	1,565	1,545	1,520	1,500	1,480	1,460	1,440	1,415	1,901	1,314		
4,700円		1,705	1,645	1,610	1,575	1,555	1,535	1,515	1,495	1,470	1,450	1,430	1,926	1,336		
4,700円をこえ 6,000円に満た ない金額		4,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 4,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											1,926円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち4,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,336円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち4,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額		
6,000円		2,365	2,295	2,260	2,225	2,205	2,185	2,165	2,145	2,120	2,100	2,080	2,599	1,986		
6,000円をこえ 8,780円に満た ない金額		6,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											2,599円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	1,986円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額		
8,780円		3,880	3,825	3,790	3,755	3,735	3,715	3,695	3,670	3,650	3,630	3,610	4,150	3,515		
8,780円をこえ る金額		8,780円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 8,780円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											4,150円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち8,780円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	3,515円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち8,780円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額		

昭和三十一年三月十四日
 参議院会議録第二十一号
 所得税法の一部を改正する法律案外五件

ハ 日 税 表 (五)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額												
	扶養親族の数																								
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人														
以上	未満	税額																							
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額																									
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに14円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、20円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき14円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																									

(備考 税額の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(△に該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から14円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、20円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労務者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ミ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がないものとみなして(イ)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき10円を控除した金額が、その求める税額である。

並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条 第一項第七号 ロの規定の適 用がある場合	
族 の 数											
6人	7人	8人	9人	10人以上							
除 後 の 給 与 の 金 額										前月の社会保険料控除後 の給与の金額	
以上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,900	17,900	18,200	18,200	20,400	20,400	21,700	21,700	22,900	22,900	100円未満	100円未満
17,900	18,500	19,200	19,800	20,400	21,100	21,700	22,400	22,900	23,700	100	400
18,500	19,200	19,800	20,500	21,100	21,900	22,400	23,200	23,700	24,600	400	800
19,200	19,900	20,500	21,300	21,900	22,700	23,200	24,100	24,600	25,500	800	1,300
19,900	20,600	21,300	22,000	22,700	23,400	24,100	25,000	25,500	26,200	1,300	1,700
20,600	21,200	22,000	22,600	23,400	24,000	25,000	25,000	26,200	26,900	1,700	2,100
21,200	21,800	22,600	23,300	24,000	24,800	26,000	26,400	26,900	27,500	2,100	2,500
21,800	22,700	23,300	24,000	24,800	25,500	26,400	26,900	27,500	28,100	2,500	2,800
22,700	25,000	24,000	26,400	25,500	27,300	26,900	28,100	28,100	28,900	2,800	3,100
25,000	26,900	26,400	27,500	27,300	28,300	28,100	29,100	28,900	29,900	3,100	7,400
26,900	28,300	27,500	28,900	28,300	29,500	29,100	30,100	29,900	31,000	7,400	8,300
28,300	29,700	28,900	30,300	29,500	31,000	30,100	31,600	31,000	32,800	8,300	13,500
29,700	30,600	30,300	31,500	31,000	32,300	31,600	33,100	32,300	34,100	13,500	15,000
30,600	32,000	31,500	32,600	32,300	33,300	33,100	34,500	34,100	35,600	15,000	15,400
32,000	33,700	32,600	34,800	33,300	36,000	34,500	37,100	35,600	38,200	15,400	18,400
33,700	39,700	34,800	40,700	36,000	41,700	37,100	42,700	38,200	43,700	18,400	21,800
39,700	43,100	40,700	44,200	41,700	45,300	42,700	46,400	43,700	47,500	21,800	23,500
43,100	47,200	44,200	48,400	45,300	49,600	46,400	50,800	47,500	52,000	22,500	25,300
47,200	55,200	48,400	56,300	49,600	57,300	50,800	58,300	52,000	59,400	25,300	34,700
55,200	60,200	56,300	61,400	57,300	62,500	58,300	63,600	59,400	64,800	34,700	37,900
60,200	73,000	61,400	74,000	62,500	75,000	63,600	76,000	64,800	77,000	37,900	53,300
73,000	79,400	74,000	80,400	75,000	81,500	76,000	82,600	77,000	83,700	53,300	58,000
79,400	86,900	80,400	88,100	81,500	89,300	82,600	90,500	83,700	91,700	58,000	63,500
86,900	103,800	88,100	104,900	89,300	105,900	90,500	106,900	91,700	108,000	63,500	83,300
103,800	113,300	104,900	114,400	105,900	115,500	106,900	116,700	108,000	117,800	83,300	90,900
113,300	153,000	114,400	154,000	115,500	155,000	116,700	156,000	117,800	157,000	90,900	113,300
153,000	166,300	154,000	167,400	155,000	168,500	156,000	169,500	157,000	170,700	113,300	144,900
166,300	182,200	167,400	183,300	168,500	184,500	169,500	185,700	170,700	186,900	144,900	176,600
182,200	228,800	183,300	229,800	184,500	230,900	185,700	231,900	186,900	233,000	176,600	208,300
228,800	249,600	229,800	250,700	230,900	251,900	231,900	253,000	233,000	254,200	208,300	227,300
249,600	円以上	250,700円以上	251,900円以上	251,900円以上	253,000円以上	253,000円以上	254,200円以上	254,200円以上	254,200円以上	227,300円以上	227,300円以上

た社会保険料の金額を控除し、
「院料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。
率である。

ているときを含む。)は、(3)に該当する場合を除き、

る行を求める。

率である。

寺から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第七

順位の扶養親族のないもの、(2)扶養親族の数が3人以下で、(1)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がないものとみなして(1)により求めた率が、

昭和三十一年三月十四日 参議院会議録第二十一号 所得税法の一部を改正する法律案外五件

別表第四 賃与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ及びロ）

賃与の 金額に 乗るべき 率	甲 第三十八条第一項第七号イの扶養親											
	0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	前月の社会保険料控											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
0%	6,700円未満	10,000円未満	12,100円未満	14,200円未満	15,400円未満	16,700円未満	17,100円未満	17,900円未満	18,500円未満	19,200円未満	19,800円未満	20,300円未満
2%	6,700	6,900	10,000	10,300	12,100	12,500	14,200	14,700	15,400	15,900	16,700	17,200
4%	6,900	7,100	10,300	10,700	12,500	13,000	14,700	15,200	15,900	16,500	17,200	17,900
6%	7,100	7,400	10,700	11,100	13,000	13,400	15,200	15,700	16,500	17,100	17,900	18,500
8%	7,400	7,700	11,100	11,500	13,400	13,900	15,700	16,300	17,100	17,800	18,500	19,200
10%	7,700	8,000	11,500	12,000	13,900	14,500	16,300	16,900	17,800	18,300	19,200	19,800
12%	8,000	8,300	12,000	12,500	14,500	15,000	16,900	17,400	18,300	18,900	19,800	20,300
14%	8,300	10,200	12,500	13,900	15,000	16,200	17,400	18,500	18,900	19,900	20,300	21,300
16%	10,200	11,400	13,900	15,600	16,200	18,200	18,500	20,800	19,900	22,200	21,300	23,600
18%	11,400	14,800	15,600	18,500	18,200	20,800	20,800	23,200	22,200	24,600	23,600	26,000
20%	14,800	18,000	18,500	20,800	20,800	23,400	23,200	26,000	24,600	27,000	26,000	27,600
22%	18,000	21,300	20,800	25,000	23,400	26,900	26,000	27,800	27,000	28,300	27,600	28,900
24%	21,300	23,900	25,000	26,800	26,900	28,100	27,800	29,000	28,300	29,500	28,900	30,100
26%	23,900	27,300	26,800	28,600	28,100	29,400	29,000	30,300	29,500	30,900	30,100	31,400
28%	27,300	29,700	28,600	30,800	29,400	31,300	30,300	31,700	30,900	32,300	31,400	32,900
30%	29,700	32,000	30,800	33,300	31,300	34,400	31,700	35,800	32,300	36,600	32,900	37,500
32%	32,000	33,300	33,300	36,200	34,400	38,000	35,800	39,900	36,600	41,000	37,500	42,000
34%	33,300	36,500	36,200	39,700	38,000	41,700	39,900	43,700	41,000	44,900	42,000	46,000
36%	36,500	45,800	39,700	48,600	41,700	50,300	43,700	52,100	44,900	53,100	46,000	54,200
38%	45,800	50,000	48,600	53,000	50,300	54,900	52,100	56,800	53,100	58,000	54,200	59,100
40%	50,000	59,800	53,000	62,800	54,900	64,600	56,800	63,500	58,000	71,000	59,100	72,000
42%	59,800	69,600	62,800	72,500	64,600	74,300	66,500	76,100	71,000	77,200	72,000	78,300
44%	69,600	76,200	72,500	79,400	74,300	81,400	76,100	83,300	77,200	84,500	78,300	85,700
46%	76,200	94,400	79,400	97,200	81,400	98,900	83,300	100,700	84,500	101,700	85,700	102,800
48%	94,400	103,000	97,200	106,000	98,900	107,900	100,700	109,900	101,700	111,000	102,800	112,100
50%	103,000	129,800	106,000	132,700	107,900	134,600	109,900	150,000	111,000	151,000	112,100	151,900
52%	129,800	156,500	132,700	159,400	134,600	161,200	150,000	163,000	151,000	164,100	151,900	165,200
54%	156,500	171,400	159,400	174,600	161,200	176,600	163,000	178,600	164,100	179,800	165,200	180,900
56%	171,400	219,400	174,600	222,200	176,600	224,000	178,600	225,700	179,800	226,700	180,900	227,800
58%	219,400	239,400	222,200	242,400	224,000	244,300	225,700	246,200	226,700	247,300	227,800	248,500
60%	239,400円以上		242,400円以上	244,300円以上		246,200円以上		247,300円以上	248,500円以上			

(備考 賃与の金額に乘すべき率の求め方)

- (+) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(△に該当しない者)については、
- 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、
 - その者が前月中に支払を受けた給与(賃与を除く。以下同じ。)の金額から、当該給与から控除され
 - 次に、その者の申告された扶養親族の数と(4)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会保
 - (+)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
 - 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(從たる給与についての扶養控除申告書が提出され
 - その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、
 (+)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当す
 (+)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
 (3)その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該給
 号ハ及びニの規定により税額を計算する。
 - 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(1)第1
 位の扶養親族のあるもの、(2)扶養親族の数が4人以上で、(1)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの
 その求める率である。(+)の(3)と同様の場合には、(+)の(3)に準じて税額を計算する。)

別表第六の附表を次のように改める。

別表第六の附表

(一)

給与の金額		給与所得控除後の給与の金額		給与の金額		給与所得控除後の給与の金額		給与の金額		給与所得控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
100,630	円未満	80,500円未満	149,000	150,000	119,200	199,000	200,000	159,200	249,000	250,000	199,200
100,630	101,000	80,500	150,000	151,000	120,000	200,000	201,000	160,000	250,000	251,000	200,000
101,000	102,000	80,800	151,000	152,000	120,800	201,000	202,000	160,800	251,000	252,000	200,800
102,000	103,000	81,600	152,000	153,000	121,600	202,000	203,000	161,600	252,000	253,000	201,600
103,000	104,000	82,400	153,000	154,000	122,400	203,000	204,000	162,400	253,000	254,000	202,400
104,000	105,000	83,200	154,000	155,000	123,200	204,000	205,000	163,200	254,000	255,000	203,200
105,000	106,000	84,000	155,000	156,000	124,000	205,000	206,000	164,000	255,000	256,000	204,000
106,000	107,000	84,800	156,000	157,000	124,800	206,000	207,000	164,800	256,000	257,000	204,800
107,000	108,000	85,600	157,000	158,000	125,600	207,000	208,000	165,600	257,000	258,000	205,600
108,000	109,000	86,400	158,000	159,000	126,400	208,000	209,000	166,400	258,000	259,000	206,400
109,000	110,000	87,200	159,000	160,000	127,200	209,000	210,000	167,200	259,000	260,000	207,200
110,000	111,000	88,000	160,000	161,000	128,000	210,000	211,000	168,000	260,000	261,000	208,000
111,000	112,000	88,800	161,000	162,000	128,800	211,000	212,000	168,800	261,000	262,000	208,800
112,000	113,000	89,600	162,000	163,000	129,600	212,000	213,000	169,600	262,000	263,000	209,600
113,000	114,000	90,400	163,000	164,000	130,400	213,000	214,000	170,400	263,000	264,000	210,400
114,000	115,000	91,200	164,000	165,000	131,200	214,000	215,000	171,200	264,000	265,000	211,200
115,000	116,000	92,000	165,000	166,000	132,000	215,000	216,000	172,000	265,000	266,000	212,000
116,000	117,000	92,800	166,000	167,000	132,800	216,000	217,000	172,800	266,000	267,000	212,800
117,000	118,000	93,600	167,000	168,000	133,600	217,000	218,000	173,600	267,000	268,000	213,600
118,000	119,000	94,400	168,000	169,000	134,400	218,000	219,000	174,400	268,000	269,000	214,400
119,000	120,000	95,200	169,000	170,000	135,200	219,000	220,000	175,200	269,000	270,000	215,200
120,000	121,000	96,000	170,000	171,000	136,000	220,000	221,000	176,000	270,000	271,000	216,000
121,000	122,000	96,800	171,000	172,000	136,800	221,000	222,000	176,800	271,000	272,000	216,800
122,000	123,000	97,600	172,000	173,000	137,600	222,000	223,000	177,600	272,000	273,000	217,600
123,000	124,000	98,400	173,000	174,000	138,400	223,000	224,000	178,400	273,000	274,000	218,400
124,000	125,000	99,200	174,000	175,000	139,200	224,000	225,000	179,200	274,000	275,000	219,200
125,000	126,000	100,000	175,000	176,000	140,000	225,000	226,000	180,000	275,000	276,000	220,000
126,000	127,000	100,800	176,000	177,000	140,800	226,000	227,000	180,800	276,000	277,000	220,800
127,000	128,000	101,600	177,000	178,000	141,600	227,000	228,000	181,600	277,000	278,000	221,600
128,000	129,000	102,400	178,000	179,000	142,400	228,000	229,000	182,400	278,000	279,000	222,400
129,000	130,000	103,200	179,000	180,000	143,200	229,000	230,000	183,200	279,000	280,000	223,200
130,000	131,000	104,000	180,000	181,000	144,000	230,000	231,000	184,000	280,000	281,000	224,000
131,000	132,000	104,800	181,000	182,000	144,800	231,000	232,000	184,800	281,000	282,000	224,800
132,000	133,000	105,600	182,000	183,000	145,600	232,000	233,000	185,600	282,000	283,000	225,600
133,000	134,000	106,400	183,000	184,000	146,400	233,000	234,000	186,400	283,000	284,000	226,400
134,000	135,000	107,200	184,000	185,000	147,200	234,000	235,000	187,200	284,000	285,000	227,200
135,000	136,000	108,000	185,000	186,000	148,000	235,000	236,000	188,000	285,000	286,000	228,000
136,000	137,000	108,800	186,000	187,000	148,800	236,000	237,000	188,800	286,000	287,000	228,800
137,000	138,000	109,600	187,000	188,000	149,600	237,000	238,000	189,600	287,000	288,000	229,600
138,000	139,000	110,400	188,000	189,000	150,400	238,000	239,000	190,400	288,000	289,000	230,400
139,000	140,000	111,200	189,000	190,000	151,200	239,000	240,000	191,200	289,000	290,000	231,200
140,000	141,000	112,000	190,000	191,000	152,000	240,000	241,000	192,000	290,000	291,000	232,000
141,000	142,000	112,800	191,000	192,000	152,800	241,000	242,000	192,800	291,000	292,000	232,800
142,000	143,000	113,600	192,000	193,000	153,600	242,000	243,000	193,600	292,000	293,000	233,600
143,000	144,000	114,400	193,000	194,000	154,400	243,000	244,000	194,400	293,000	294,000	234,400
144,000	145,000	115,200	194,000	195,000	155,200	244,000	245,000	195,200	294,000	295,000	235,200
145,000	146,000	116,000	195,000	196,000	156,000	245,000	246,000	196,000	295,000	296,000	236,000
146,000	147,000	116,800	196,000	197,000	156,800	246,000	247,000	196,800	296,000	297,000	236,800
147,000	148,000	117,600	197,000	198,000	157,600	247,000	248,000	197,600	297,000	298,000	237,600
148,000	149,000	118,400	198,000	199,000	158,400	248,000	249,000	198,400	298,000	299,000	238,400

昭和三十一年三月十四日

参議院会議録第二十一号

所得税法の一部を改正する法律案外五件

(二)

給与の金額		給与所得控除後の給与の金額									
以上	未満										
299,000	300,000	239,200	329,000	330,000	263,200	359,000	360,000	287,200	389,000	390,000	311,200
300,000	301,000	240,000	330,000	331,000	264,000	360,000	361,000	288,000	390,000	391,000	312,000
301,000	302,000	240,800	331,000	332,000	264,800	361,000	362,000	288,800	391,000	392,000	312,800
302,000	303,000	241,600	332,000	333,000	265,600	362,000	363,000	289,600	392,000	393,000	313,600
303,000	304,000	242,400	333,000	334,000	266,400	363,000	364,000	290,400	393,000	394,000	314,400
304,000	305,000	243,200	334,000	335,000	267,200	364,000	365,000	291,200	394,000	395,000	315,200
305,000	306,000	244,000	335,000	336,000	268,000	365,000	366,000	292,000	395,000	396,000	316,000
306,000	307,000	244,800	336,000	337,000	268,800	366,000	367,000	292,800	396,000	397,000	316,800
307,000	308,000	245,600	337,000	338,000	269,600	367,000	368,000	293,600	397,000	398,000	317,600
308,000	309,000	246,400	338,000	339,000	270,400	368,000	369,000	294,400	398,000	399,000	318,400
309,000	310,000	247,200	339,000	340,000	271,200	369,000	370,000	295,200	399,000	400,000	319,200
310,000	311,000	248,000	340,000	341,000	272,000	370,000	371,000	296,000	400,000	400,000	320,000
311,000	312,000	248,800	341,000	342,000	272,800	371,000	372,000	296,800			320,800
312,000	313,000	249,600	342,000	343,000	273,600	372,000	373,000	297,600			321,600
313,000	314,000	250,400	343,000	344,000	274,400	373,000	374,000	298,400			322,400
314,000	315,000	251,200	344,000	345,000	276,200	374,000	375,000	299,200			323,200
315,000	316,000	252,000	345,000	346,000	276,000	375,000	376,000	300,000			324,000
316,000	317,000	252,800	346,000	347,000	276,800	376,000	377,000	300,800			324,800
317,000	318,000	253,600	347,000	348,000	277,600	377,000	378,000	301,600			325,600
318,000	319,000	254,400	348,000	349,000	278,400	378,000	379,000	302,400			326,400
319,000	320,000	255,200	349,000	350,000	279,200	379,000	380,000	303,200			327,200
320,000	321,000	256,000	350,000	351,000	280,000	380,000	381,000	304,000			328,000
321,000	322,000	256,800	351,000	352,000	280,800	381,000	382,000	304,800			328,800
322,000	323,000	257,600	352,000	353,000	281,600	382,000	383,000	305,600			329,600
323,000	324,000	258,400	353,000	354,000	282,400	383,000	384,000	306,400			329,400
324,000	325,000	259,200	354,000	355,000	283,200	384,000	385,000	307,200			330,200
325,000	326,000	260,000	355,000	356,000	284,000	385,000	386,000	308,000			331,000
326,000	327,000	260,800	356,000	357,000	284,800	386,000	387,000	308,800			331,800
327,000	328,000	261,600	357,000	358,000	285,600	387,000	388,000	309,600			332,600
328,000	329,000	262,400	358,000	359,000	286,400	388,000	389,000	310,400			333,400

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

昭和三十一年三月十四日 参議院会議録第一十一号

所得税法の一部を改正する法律案外五件

附則別表 昭和31年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表の附表(附則第四項の規定により所得税法別表第六の附表を読み替えたもの)

(一)

給与の金額		給与所得控除後の給与の金額																					
以上	未満	以上	未満																				
97,580	円未満	80,500円未満	146,000	147,000	120,450	196,000	197,000	161,700	246,000	247,000	202,950	101,000	102,000	83,325	151,000	152,000	124,575	201,000	202,000	165,825	251,000	252,000	207,075
97,580	98,000	80,500	147,000	148,000	121,275	197,000	198,000	162,525	247,000	248,000	203,775	98,000	99,000	80,850	148,000	149,000	122,100	198,000	199,000	163,350	248,000	249,000	204,600
99,000	100,000	81,675	149,000	150,000	122,925	199,000	200,000	164,175	249,000	250,000	205,425	100,000	101,000	82,500	150,000	151,000	123,750	200,000	201,000	165,000	250,000	251,000	206,250
101,000	102,000	83,325	151,000	152,000	124,575	201,000	202,000	165,825	251,000	252,000	207,075	102,000	103,000	84,150	152,000	153,000	125,400	202,000	203,000	166,650	252,000	253,000	207,900
102,000	103,000	84,150	152,000	153,000	126,225	203,000	204,000	167,475	253,000	254,000	208,725	103,000	104,000	84,975	153,000	154,000	127,050	204,000	205,000	168,300	254,000	255,000	209,550
103,000	104,000	84,975	153,000	154,000	127,875	205,000	206,000	169,125	255,000	256,000	210,375	104,000	105,000	85,800	154,000	155,000	128,700	206,000	207,000	170,775	256,000	257,000	211,200
104,000	105,000	85,800	154,000	155,000	129,525	207,000	208,000	171,600	258,000	259,000	212,025	105,000	106,000	86,625	155,000	156,000	130,350	208,000	209,000	172,425	259,000	260,000	212,850
105,000	106,000	86,625	156,000	157,000	131,175	209,000	210,000	173,250	260,000	261,000	214,500	106,000	107,000	87,450	157,000	158,000	132,825	210,000	211,000	174,075	261,000	262,000	215,825
106,000	107,000	87,450	158,000	159,000	132,825	212,000	213,000	174,900	263,000	264,000	216,150	107,000	108,000	88,275	159,000	160,000	133,650	213,000	214,000	175,725	264,000	265,000	216,975
107,000	108,000	88,275	159,000	160,000	133,650	214,000	215,000	176,550	265,000	266,000	218,625	108,000	109,000	89,100	160,000	161,000	134,475	214,000	215,000	177,375	266,000	267,000	219,450
108,000	109,000	89,100	160,000	161,000	134,475	215,000	216,000	178,200	267,000	268,000	220,275	109,000	110,000	89,925	161,000	162,000	135,300	216,000	217,000	179,025	268,000	269,000	221,100
109,000	110,000	89,925	161,000	162,000	135,300	216,000	217,000	179,850	269,000	270,000	221,925	110,000	111,000	90,750	162,000	163,000	136,125	217,000	218,000	180,675	270,000	271,000	222,750
110,000	111,000	90,750	162,000	163,000	136,125	217,000	218,000	181,500	271,000	272,000	223,575	111,000	112,000	91,575	163,000	164,000	137,775	218,000	219,000	182,325	272,000	273,000	224,400
111,000	112,000	91,575	164,000	165,000	137,775	219,000	220,000	183,150	273,000	274,000	225,225	112,000	113,000	92,400	165,000	166,000	138,600	219,000	220,000	184,800	274,000	275,000	226,050
112,000	113,000	92,400	165,000	166,000	138,600	220,000	221,000	185,625	275,000	276,000	226,875	113,000	114,000	93,225	166,000	167,000	140,250	220,000	221,000	186,450	276,000	277,000	227,700
113,000	114,000	93,225	166,000	167,000	140,250	221,000	222,000	187,275	278,000	279,000	228,525	114,000	115,000	94,050	167,000	168,000	141,900	221,000	222,000	188,925	279,000	280,000	229,350
114,000	115,000	94,050	168,000	169,000	141,900	222,000	223,000	189,750	280,000	281,000	231,000	115,000	116,000	94,875	169,000	170,000	143,550	223,000	224,000	190,575	281,000	282,000	231,825
115,000	116,000	94,875	170,000	171,000	144,375	223,000	224,000	191,400	282,000	283,000	232,650	116,000	117,000	95,700	171,000	172,000	145,200	224,000	225,000	192,225	283,000	284,000	233,475
116,000	117,000	95,700	172,000	173,000	145,200	225,000	226,000	193,050	284,000	285,000	234,475	117,000	118,000	96,525	173,000	174,000	146,850	225,000	226,000	194,700	285,000	286,000	235,950
117,000	118,000	96,525	173,000	174,000	146,850	226,000	227,000	195,525	286,000	287,000	236,775	118,000	119,000	97,350	174,000	175,000	147,675	226,000	227,000	196,350	287,000	288,000	237,600
118,000	119,000	97,350	175,000	176,000	147,675	227,000	228,000	197,175	288,000	289,000	238,425	119,000	120,000	98,175	176,000	177,000	148,500	227,000	228,000	198,875	289,000	290,000	239,250
119,000	120,000	98,175	177,000	178,000	148,500	228,000	229,000	198,675	290,000	291,000	240,000	120,000	121,000	99,000	178,000	179,000	149,325	229,000	230,000	199,525	291,000	292,000	240,075
120,000	121,000	99,000	179,000	180,000	149,325	229,000	230,000	200,475	292,000	293,000	241,000	121,000	122,000	99,825	180,000	181,000	150,150	230,000	231,000	201,300	293,000	294,000	241,725
121,000	122,000	99,825	181,000	182,000	150,150	230,000	231,000	202,125	294,000	295,000	242,550	122,000	123,000	100,650	182,000	183,000	151,975	231,000	232,000	203,025	295,000	296,000	243,375
122,000	123,000	100,650	182,000	183,000	151,975	231,000	232,000	203,850	296,000	297,000	244,000	123,000	124,000	101,475	183,000	184,000	152,800	232,000	233,000	204,675	297,000	298,000	244,900
123,000	124,000	101,475	183,000	184,000	152,800	232,000	233,000	205,625	298,000	299,000	245,450	124,000	125,000	102,300	184,000	185,000	153,625	233,000	234,000	206,400	299,000	300,000	246,125
124,000	125,000	102,300	184,000	185,000	153,625	233,000	234,000	207,475	300,000	301,000	247,000	125,000	126,000	103,125	185,000	186,000	154,475	234,000	235,000	208,325	301,000	302,000	247,750
125,000	126,000	103,125	186,000	187,000	154,475	234,000	235,000	209,400	302,000	303,000	248,500	126,000	127,000	103,950	187,000	188,000	155,325	235,000	236,000	210,250	303,000	304,000	249,250
126,000	127,000	103,950	188,000	189,000	155,325	235,000	236,000	211,275	304,000	305,000	250,000	127,000	128,000	104,775	189,000	190,000	156,175	236,000	237,000	212,125	305,000	306,000	250,750
127,000	128,000	104,775	189,000	190,000	156,175	236,000	237,000	213,125	306,000	307,000	251,500	128,000	129,000	105,600	190,000	191,000	157,000	237,000	238,000	214,000	307,000	308,000	252,250
128,000	129,000	105,600	190,000	191,000	157,000	237,000	238,000	214,850	308,000	309,000	253,000	129,000	130,000	106,425	191,000	192,000	158,850	238,000	239,000	215,725	309,000	310,000	253,750
129,000	130,000	106,425	191,000	192,000	158,850	238,000	239,000	216,675	310,000	311,000	254,000	130,000	131,000	107,250	192,000	193,000	159,700	239,000	240,000	217,500	311,000	312,000	254,500
130,000	131,000	107,250	193,000	194,000	159,700	239,000	240,000	218,500	312,000	313,000	255,000	131,000	132,000	108,075	194,000	195,000	160,500	240,000	241,000	219,375	313,000	314,000	255,250
131,000	132,000	108,075	194,000	195,000	160,500	241,000	242,000	220,325	314,000	315,000	256,000	132,000	133,000	108,900	195,000	196,000	161,325	241,000	242,000	221,125	315,000	316,000	256,750
132,000	133,000	108,900	195,000	196,000	161,325	242,000	243,000	221,125	316,000	317,000													

(二)

給与の金額		給与所得控除後の 給与の金額									
以上	未満										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
296,000	297,000	244,200	326,000	327,000	268,950	356,000	357,000	293,700	386,000	387,000	318,450
297,000	298,000	245,025	327,000	328,000	269,775	357,000	358,000	294,525	387,000	388,000	319,275
298,000	299,000	245,850	328,000	329,000	270,600	358,000	359,000	295,350	388,000	389,000	320,100
299,000	300,000	246,675	329,000	330,000	271,425	359,000	360,000	296,175	389,000	390,000	320,925
300,000	301,000	247,500	330,000	331,000	272,250	360,000	361,000	297,000	390,000	391,000	321,750
301,000	302,000	248,325	331,000	332,000	273,075	361,000	362,000	297,825	391,000	392,000	322,575
302,000	303,000	249,150	332,000	333,000	273,900	362,000	363,000	298,650	392,000	393,000	323,400
303,000	304,000	249,975	333,000	334,000	274,725	363,000	364,000	299,475	393,000	394,000	324,225
304,000	305,000	250,800	334,000	335,000	275,550	364,000	365,000	300,300	394,000	395,000	325,050
305,000	306,000	251,625	335,000	336,000	276,375	365,000	366,000	301,125	395,000	396,000	325,875
306,000	307,000	252,450	336,000	337,000	277,200	366,000	367,000	301,950	396,000	397,000	326,700
307,000	308,000	253,275	337,000	338,000	278,025	367,000	368,000	302,775	397,000	398,000	327,525
308,000	309,000	254,100	338,000	339,000	278,850	368,000	369,000	303,600	398,000	399,000	328,350
309,000	310,000	254,925	339,000	340,000	279,675	369,000	370,000	304,425	399,000	400,000	329,175
310,000	311,000	255,750	340,000	341,000	280,500	370,000	371,000	305,250	400,000	円以上	給与の金額から70,000円を控除した金額
311,000	312,000	256,575	341,000	342,000	281,325	371,000	372,000	306,075			
312,000	313,000	257,400	342,000	343,000	282,150	372,000	373,000	306,900			
313,000	314,000	258,225	343,000	344,000	282,975	373,000	374,000	307,725			
314,000	315,000	259,050	344,000	345,000	283,800	374,000	375,000	308,550			
315,000	316,000	259,875	345,000	346,000	284,625	375,000	376,000	309,375			
316,000	317,000	260,700	346,000	347,000	285,450	376,000	377,000	310,200			
317,000	318,000	261,525	347,000	348,000	286,275	377,000	378,000	311,025			
318,000	319,000	262,350	348,000	349,000	287,100	378,000	379,000	311,850			
319,000	320,000	263,175	349,000	350,000	287,925	379,000	380,000	312,675			
320,000	321,000	264,000	350,000	351,000	288,750	380,000	381,000	313,500			
321,000	322,000	264,825	351,000	352,000	289,575	381,000	382,000	314,325			
322,000	323,000	265,650	352,000	353,000	290,400	382,000	383,000	315,150			
323,000	324,000	266,475	353,000	354,000	291,225	383,000	384,000	315,975			
324,000	325,000	267,300	354,000	355,000	292,050	384,000	385,000	316,800			
325,000	326,000	268,125	355,000	356,000	292,875	385,000	386,000	317,625			

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じて「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

〔審査報告書は都合により第二十
六号末尾に掲載〕

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八殿

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

第一條 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の十二第一項中「金額の二分の一に相当する」を削る。

第七条の六第一項第一号中「日本政府において」を「日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基き日本国政府又は外国政府により」に改める。

第二十六条第一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

(有価証券取引税法の一部改正)

第二条 有価証券取引税法(昭和二

十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「万分の三」を「万分の二」に、「万分の七」を「万分の三

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第六条第一項第十一号ただし書

中「北海道折殖債券、興業債券、

勸業債券、台湾拓殖債券、東洋拓殖債券、北支開発債券」を削り、

「、鉄業開発債券又ハ、神太開発債券」を「又ハ長期信用銀行法ニ依リ發行スル債券」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

改正後の租税特別措置法第五条の十二の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

改正後の有価証券取引税法第十一条の規定は、昭和三十一年四月一日以後の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前の譲渡は、なお従前の例による。

(製造者とみなす場合)

第六条 第一種甲類の砂糖を製造す

る者(第二種又は第三種の砂糖を

製造しない者に限る)が、政令で

〔審査報告書は都合により第二十
六号末尾に掲載〕

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八殿

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法(昭和三十年法律第

三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「移出する」を「移出された」に、「その消費者が」を「その消費者を砂糖類の製造者とみなし、当該消費者が」に、「引き取る」を「移出した」に改める。

第七条を削り、第六条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(製造者とみなす場合)

第六条 第一種甲類の砂糖を製造す

る者(第二種又は第三種の砂糖を

製造しない者に限る)が、政令で

定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、自己の製造した第一種の砂糖を他人に委託してその製造場から移出した場合には、その委託を受けた者を砂糖類の製造者とみなして、その者が当該砂糖をその製造場から移出したものとみなして、この法律(第八条第一項、第十五

条、第十六条及び第十九条を除く。)を適用する。

又は第二項後段を「前条第一項若しくは第一項」に、「又は種別ごとの重量が税務署長又は」を「若しくは種別

ごとの重量その他の税率に係る事項が税務署長若しくは」に改め、「異なるとき」の下に「又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合に」を加え、「重量を決定し」を「重量その他税率に係る事項を決定し」に改め、「提出した」の下に「又は提出すべき」を加える。

第十三条第一項中「移出する」を「移出された」に改め、「その移出の際徵収する。ただし、第十条第三項の承認を受けた者については、」を削除する。

第十四条第一項中「三月(前条第一項ただし書の場合には、一月)」を「一月」に改める。

第十五条第五項中「移入した者」の下に「(当該移出先又は引取先において國から譲渡された砂糖類について)譲受者」を加え、同条に次

の項を加える。

第十四条第一項中「三月(前条第一項ただし書の場合には、一月)」を「一月」に改める。

第十五条第五項中「移入した者」の下に「(当該移出先又は引取先において國から譲渡された砂糖類について)譲受者」を加え、同条に次

の項を加える。

第十五条第五項中「移入した者」の下に「(当該移出先又は引取先において國から譲渡された砂糖類について)譲受者」を加え、同条に次

の項を加える。

第十五条第五項中「移入した者」の下に「(当該移出先又は引取先において國から譲渡された砂糖類について)譲受者」を加え、同条に次

の項を加える。

第十五条第五項中「移入した者」の下に「(当該移出先又は引取先において國から譲渡された砂糖類について)譲受者」を加え、同条に次

の項を加える。

第十五条第五項中「移入した者」の下に「(当該移出先又は引取先において國から譲渡された砂糖類について)譲受者」を加え、同条に次

の他處令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第十一一条中「前条第一項、第二項又は第二項後段」を「前条第一項若しくは第一項」に、「又は種別ごとの重

量が税務署長又は」を「若しくは種別

ごとの重量その他の税率に係る事項が税務署長若しくは」に改め、「異なるとき」の下に「又は当該申告書を提出しなかつた場合に」を加え、「重量を決定し」を「重量その他税率に係る事項を決定し」に改め、「提出した」の下に「又は提出すべき」を加える。

第十三条第一項中「移出する」を「移出された」に改め、「その移出の際徵収する。ただし、第十条第三項の承認を受けた者については、」を削除する。

第十四条第一項中「三月(前条第一項ただし書の場合には、一月)」を「一月」に改める。

第十五条第五項中「移入した者」の下に「(当該移出先又は引取先において國から譲渡された砂糖類について)譲受者」を加え、同条に次

の項を加える。

第十四条第一項中「三月(前条第一項ただし書の場合には、一月)」を「一月」に改める。

第十五条第五項中「移入した者」の下に「(当該移出先又は引取先において國から譲渡された砂糖類について)譲受者」を加え、同条に次

の項を加える。

次に、本案の内容について申し上げますと、給与所得控除額を引き上げるため、控除率を現行の一割五分から二割にするとともに、最高限度額を現行の六万円から八万円に改めようとするものであります。本年度は財源の関係上、実施時期が七月一日となつておりますので、控除率は一割七分五厘、最高限度額は七万円といたしております。この輕減措置によりまして、給与所得者の税負担は相当程度軽減されることになり、たとえば、夫婦子供三人のいわゆる標準世帯の場合で申しますと、その課税最低限は、現在の年収二十三万一千二百五十円が、本年度二十三万八千七百十円、平年度で二十四万六千六百六十七円となり、平均月収二万円までは非課税となるわけあります。なお給与所得に対する源泉徴収については、本年七月一日以後、平年度計算による改正後の控除を用いて行われることになつておりますが、年の途中で死亡したり、または出国したりする者の準確定申告について、納税者の便宜をはかるため、本法の施行は四月一日にいたしております。さらにまた、この減税措置による減税額約百五十億円は、別途提出の租税特別措置法等の一部を改正する法律案等に規定されており、本法の範囲を拡大し、退職給与引当金措置の制限及び砂糖消費税率を引き上げる措置による増収分を

もつて充當することといたしておられます。本案の審議の詳細につきましては、速記録によつて御承知願いたいと存じます。討論に入りましたところが、岡委員より、「今回の減税措置はおさきに失した感を受け、少くとも四月一日から実施すべきであり、依然不満な点が少くないから、三十二年度の本格的な税制改正の際には控除率を二五%に引き上げることが望ましい。また財源の捻出方法についても必ずしもふさわしい内容を持つてないから、今後十分検討し、給与所得者の納得する方向において善処されたい」との要望を付して賛成意見が述べられ、統いて土田委員より、「中堅所得階級の安定をはかる意味から、最高限度額を十万円にすべきであり、同時に減税の恩典が少い中小企業者に対しても特別の配慮が望ましい。また今回財源として交際費、退職給与引当金等が対象となつておるが、資本蓄積不要化の懸念、中小企業への悪影響等を考慮すれば必ずしも妥当なものとは思われない。さらにもう、退職引当金措置のことと巨額な増収分が、法律によらず政令で処理されてしまうことは適当でないから善処されたい」との要望を付して賛成意見が述べられました。最後に木村委員より、「現在の税制は資本蓄積に重点が置かれ過ぎており、公平の原則から見ると不均衡の面が多く、特に租税特別措置法によつて多くの税負担がかかる」との指摘があり、公論が交際費等の経費を抑制

より、大法人に有利な税制が行われてゐることは適当でなく、根本的な改正を要する。また、給与所得者に対する軽減措置は不十分であり、とりあえず控除率を二五%、最高限度を十万円に引き上げ、本年の四月一日から実施すべきである。さらに減税の恩典を受け得ない貧困階級にとつては、間接税の引き上げによって、かえつて税負担が加重せられ、今回の減税措置は、家計の影響を考慮すれば、名目的な減税にすぎない」との反対意見が述べられ、かくて採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、租税特別措置法、有価証券取引法及び登録税法について所要の改正を行おうとするものであります。以下、おもなる改正点について申し上げますと、第一点は、租税特別措置法に規定してあります法人の交際費等について、損金不算入措置を拡大するとともに、航空機の燃料用揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の免税措置が、本年三月末日をもつて終了することとなつておりますので、航空機事業育成等の見地から、免税期間を今後三年間、すなわち昭和三十四年三月末まで延長するものであります。交際費の損金不算入の規定は、御承知の如きとおり、法人の交際費等の経費を抑制

するための目的で、昭和二十九年四月一日から、三年間を限つて、資本金五百万円以上の法人等が各事業年度に支出した交際費等の金額が、基準年度の交際費等の支出額の七割に相当する金額と、取引金額に一定割合を乗じて算出した金額のうち、いずれか多い金額をとえた場合には、その超過額の二分の一相当額を損金に算入しないことといたします。

第二点は、有価証券取引税についての改正でありますと、本年四月一日より公社債市場の再開が予定されておりますのに伴い、公社債等の譲渡にかかる有価証券取引税の税率を引き下げる改訂であります。また本年四月一日より有価証券業者を譲渡者とする場合の課税率万分の三、その他の者を譲渡者とする場合の課税率万分の七を、それぞれ万分の一及び万分の三に引き下げております。

第三点は、登録税法についての改正を行おうとするものであります。すなわち昨年十一月ころより償還期限五年の長期信用銀行債券が発行されておりますことに伴いまして、この際、社債の払い込みについての規定のうち、戦時債に立つて徹底的な措置をとるべきである」との反対意見が述べられ、かくして採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における砂糖取引の実情にかんがみ、砂糖消費税の納期限を改めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

免許 学校卒業者に対する学術試験免除の特例措置が講ぜられているのであります。この改正法案は、これらの特例措置の適用をさらに約一年半、すなわち昭和三十二年十月十四日まで延長いたしますとともに、同日までに有効期間の満了する免許については、その效力を一年延長しようとするものであ

なる必要によるか。なお、この決議に基き政府はいかなる措置をとったか。また特例措置による資格定員表の適用のために海難事故が発生した例あります。」との質問がありまして、これに対し政府委員より、「講習会の開催、国家試験の施行場所と回数の増加、試験内容の改善、内燃機関についての限定

遠洋かつお・まぐろ漁船は、インド洋・豪州海域等の遠洋区域に出漁するので、乗組船員については高度の資格の免状を要するものとしたいが、現状よりすれば、その法定資格はやや高過ぎる感があるので、この改正案により特例措置を約一年半延長し、その間において、船舶の航行の安全にも支障を生じないよう、監視の徹底を図ることとする。

かかるに、自動車の検査手数料等は、本法制定当時と現在に至り、実情に沿わない状態にありますので、これらを実情に適合した料金に改めようとするのがこの改正案の趣旨であります。

次にこの法律案の改正点について申上げます。

これに對して政府委員から、「最近は車両も大型化し、構造も複雑化し、それに伴い検査の手数料もかかるので、政府の労務に対する報償」という見地から、原価に近い検査手数料に値上げされるのが財政上必要であると考えられること、なお、手数料の改正に伴う増収分は、要員の増加、車両検査所の施設

変更を来たすことは適当でないから、この特例措置を延長し、その間に所要の措置を講じたいということであります。

本法案につきましては熱心な質疑が行われたのであります。その詳細は会議録により御承知願いたいと存しますが、そのおもなるものにつきまして申し上げますと、片岡委員より、「十九国会における船舶職員法等の一部改正法案審議の際、本委員会は、今後特例措置を再び繰り返す必要のないよう、政府は船舶職員の充足について万全の施策を講すべきであるという趣旨の決議を行なったが、それにもかかわらず、特例措置を延期しようとするのはいか

措置による資格海難事故の発生旨の答弁があり員よりの、「船拡大、船組運航い、より高度のるという主張にて、新規に船昌従前よりは高度のいと思うが、経船員に対しては認めるべきではし、政府委員は、保し、海難の防
預つてるので

在定員表の適用のために、
が多いとは思わない
ました。さらに片岡委
舶の大型化、就航区域の
技術の高度化等に伴
う資格の船員を必要とする
については異論はないの
になる者に対しては、
の資格を要求してもよ
く、現在の資格の効力を
ないか」との質問に対
しては、貴重な人命を
可及的資格の高い船
ませて航行の安全を確
保をはかりたい。特に

決に入りました。このと決定いたしました。次に、道路する法律案に上げます。

最近においてはきわめて顕においてすでにに加えて自りますますその装置も複雑化して、量、一業務も、それ参つております。

るわが国の自動車の発
著なものがあり、その
に百四十万両をこえ、
自動車工業の進歩発達は
型を大型化し、また構
して、本法制定当時に
質ともに若干変化を來
つて自動車行政の第一
に応じて増加複雑化し
たところ、本法案は、
て原案通り可決すべき
運送車両法の一部を改
づきまして、御報告申
しました。

も全正し達こそ、比造て源たに用防止の目的から、
料納付について五十円を徴ことであります。
第三点は、臨時運現行法において五十五円を、今回百円に改め
あります。

検査証再交付の手
規定を設け、一括
取することとした

り、昭和三十
度の収入見込
れ、政府委員
入は約三億八
は自動車の自
約五億円程度
十一年度は改
から、八千万
収の見込みで
した。
かくて質疑
入りましたと
運事務所の業
検査等業務遂
られるから、
ができるよう

年度の収入額と三十一年度の収入額について質疑が行われ、大倉委員より、「昭和三十一年度の収入額は、昭和三十一年度の自然増加を見込み、平年程度とみなされるが、昭和三十一年度の正法律の実施期日の関係で、円ないし一億円程度の増がある」旨の答弁があります。

なる必要によるか。なお、この決議に基き政府はいかなる措置をとったか。また特例措置による資格定員表の適用のために海難事故が発生した例ありや。」との質問がありまして、これに対し政府委員より、「講習会の開催、国家試験の施行場所と回数の増加、試験内容の改善、内燃機関についての限定免許を甲種一等機関士まで認めたこと等により、船舶職員の充足に努力したが、それにもかかわらず、特に、かつては、まだ漁船の著しい発展に追いつけず、また水産学校には、経費の負担が大きいことや適当な教諭の確保難のため、機関科の設置されてないものが多い等の事情により、特に機関部船舶職員に不足を生じている。また特例措置による資格定員表の適用のために、新規に船員になる者に対する海難事故の発生が多いとは思わない旨の答弁がありました。さらに片岡委員よりの、「船舶の大型化、就航区域の拡大、船舶運航技術の高度化等に伴い、より高度の資格の船員を必要とするという主張については異論はないので、新規に船員になる者に対するは、従前よりは高度の資格を要求してよいと思うが、経験の豊富な従来の乗組船員に対しては、現在の資格の効力を認めるべきではないか」との質問に対し、政府委員は、「船舶は貴重な人命を保し、海難の防止をはかりたい。特に

遠洋かつお・まぐろ
臺灣海域等の遠洋にて、乗組船員につ
き状を要するもの、よりすれば、その法に
る感があるので、この
例置を約一年半延べて、船の航行の規則に
いて、船の航行の規則に即
えず、かつ現状に即
たい旨答弁いたし
た委員の「改正案作成委員の乗船経験年数を
や」との質問に対し
ひ何らかの措置を講
のないようになつた
ありました。
さて、質疑を終り
たところ、別に発言
決に入りましたとこ
会一致をもつて原案
のと決定いたしま
次に、道路運送法
する法律案につきま
上ります。

区域に出漁するのについては高度の資格の改正案により特
定資格はやや高過ぎて、その安全にも支障を及ぼす」との改定案により特
に長く、その間に遅延して、従来の船に際して、従来の船を考慮する用意あり
ました。さらに片岡議員より、「せ
どりして失業することを考慮する用意あり
たい」との答弁が
した。

かかるに、は、本法制定実情に沿わな
これらを実情うとするのが
ます。
次にこの法
し上げます。
まず第一点
動車一両につ
数料を徴収し
は、この検査を
車を除く小型汽
通り二百円とし
殊自動車につ
とした点である
とした点である
第二点は、新
用防止の目的と
數料納付につ
について五十円と
こととあります
第三点は、現行法において
を、今回百円に
あります。

自動車の検査手数料
当時のまま現在に至り
い状態にありますので
に適合した料金に改め
この改正案の趣旨であ
律案の改正点について
は、現行法においては、
き一律に二百円の検査
ておりますが、改正案
手数料を、二輪小型自
動車については、現
して、普通自動車及び
いて三百円に改めること
ります。

これに対
車両も大型化
れに伴い検
府の労務に
ら、原価に付
るのが財政に
こと、なお
分は、要員へ
拡充及び機械
査の一そりの
確保に役立た
可手数料につ
市町村より機
原価に近く一
の低廉である
用と紛失を防
の答弁があつて
り、昭和三十九
度の収入見込
れ、政府委員
入は約三億八
は自動車の自
約五億円程度
十一年度は改
から、八千万
収の見込みで
した。
かくて質疑
入りましたと
られるから、
検査等業務遂
運事務所の業

して政府委員から、「最近は自動車の能率の向上と交通安全のため、手数料を増加する旨を認めたい」とし、構造も複雑化され、機械化をはかつて、自動車検査の手数料に値上げする上必要であると考えられることによる。許可証の利用を止めることによる、手数料の改正に伴う増収のためである旨を終了し、ついで討論にころ、大倉委員より、「陸上運輸省とみなされるが、昭和三十一年度の収入額について質疑が行なわれました。なお平林委員より、「陸上運輸省の実態を見ると、車両の手数料の改定にせられたい」旨の答弁があります」旨の要旨

を附し、この法案に賛成の意見の開陳がありました。

以上で討論を終局し、ただちに採決に入りましたところ、本法律案は、全会一致をもちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第九、司法書士法の一部を改正する法律案

日程第十、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(いすれも衆議院提出)

○議長(河井彌八君) 別に御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。法務委員長高田なほ子君。

〔審査報告書は都合により第二十
六号末尾に掲載〕

司法書士法の一部を改正する法律案

- 一 その業務を廃止したとき
- 二 司法書士となる資格を有しないことが判明したとき
- 三 第三条第一号から第三号まで又は第五号に該当するに至ったとき
- 四 第十三条第一号を「第十一条の二」に改める。
- 五 第十四条第一項を次のよう改める。

司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の一部を次のよう改正する。

第二条第一号中「三年」を「五年」に改める。

第三条に次の二号を加える。

五 戒戒処分により、公認会計士若しくは計理士の登録をまつ消され、税理士、土地家屋調査士

若しくは行政書士の登録を取り消され、又は弁理士の業務を禁止され、これらの处分の日から二年を経過しない者

第四条第一項中「長の認可」を「長の選考によつてする認可」に改め

第十二条の二とし、第十一条の次に次の一項を加える。

(認可の取消)

第十二条の二から第十六条までを

九 その他司法書士会の目的を達成するため必要な規定

八 会計に関する規定

七 入会及び脱会に関する規定

六 会員の資格を有するに當る。

第五条の二から第十五条までを

五 第十七条の二司法書士会連合会

四 第十八条の二司法書士会は、会則を定め、全国を通じて一箇の司法書士会連合会を設立しなければならない。

三 第十九条の二司法書士会連合会は、司法書士会連合会の意見を聞いて、認可し、又は認可しない旨の処分をしなければならない。

二 前項の場合において、法務大臣は、司法書士会連合会の意見を聞いて、認可を受けなければならぬ。

一 第二十条の二司法書士会連合会は、司法書士会連合会の意見を聞いて、認可を受けなければならない。

〔審査報告書は都合により第二十
六号末尾に掲載〕

第十二条 司法書士が次の各号の一に該当するときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方

法務局の長は、認可を取り消さなければならぬ。

〔審査報告書は都合により第二十
六号末尾に掲載〕

は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会に入会届を提出した時から、当該司法書士会の会員となる。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（従前の司法書士に関する経過規定による司法書士とみなす）

は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会に入会届を提出した時から、当該司法書士会の会員となる。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（従前の司法書士に関する経過規定による司法書士とみなす）

（会則の遵守義務）

第十五条の四 司法書士は、その所属する司法書士会の会則を守らなければならぬ。

（会則の遵守義務）

第十六条 司法書士会は、所属の司法書士が、この法律若しくはこの法律に基く命令に違反し、又は第十二条の二各号の一に該当すると認められた場合に、会則を定めなければならない。

司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

第十七条を次のよう改める。

（司法書士会連合会）

第十八条 司法書士会は、会則を定めて、全國を通じて一箇の司法書士会連合会を設立しなければならない。

（会則の認可）

第十九条の二司法書士会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならぬ。

（会則の認可）

第二十条 司法書士会連合会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るために、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行ふことを目的とする。

第十九条の見出しを「(非司法書士等の取締)」に改め、同条第一項

4 前項の規定による会則の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、この法律に

官 報 (号 外)

登記所でござります。これに提出する書類を作成する業務を司法書士に適正に行わしめんとする法律でござりますが、まず、このたびの改正案の主要点について申し上げますと、その第一点は、かような司法書士の業務がより一そく適正かつ迅速に処理されるよう、資格をより厳選することにいたしました。すなわち現行法におきましては、裁判所事務官、検察事務官等の在職年数が三年以上の者またはこれと同等以上の教養及び学力を有する者は、法務局長等の認可によつて司法書士となれることになつておりますのを、このたびの改正では、これらの在職年数が五年以上の者、及びこれと同等以上の学力等を有する者と、資格の要件を引き上げました上、その中から法務局長等が選考して認可をするものと改めたこととございます。

は、法務局長または地方法務局長にその旨を報告しなければならないものと新規に規定いたしてるのでござります。

第三点は、かように司法書士会が強制的に設立されることに伴いまして、会の会計に関する事項等、新たにその会則に規定すべき必要な事項を追加すると共に、会員である司法書士には、この会則に規定しておりますところの、司法書士が受けるべき報酬に関する定めについてだけではなく、会則全般についても順守の義務があることを明記いたしました。

第四点は、かく司法書士会の自主性をはかりながらも、さらに全国的な視野に立つて各司法書士会、ひいては各司法書士の指導育成に遺憾なからしめる方途といたしまして、今日やはり任意に設立できることになつております。司書士会連合会の組織をも強制設立に改め、各司法書士会は会則を定め、全国を通じて一個の連合会を設立しなければならぬものと規定いたしたのでござります。そして法務大臣が各司書士会の定めんとする会則に對して、認可、不認可の処分をするに当つては、従前とは異なり、その全般について、この連合会の意見を聞かねばならぬと改めたのでござります。

その他、この改正案では、改正法施行の円滑化をはかるため、その施行時

現に存する司法書士会連合会は、それ改正法の規定による司法書士または司法書士会連合会とするとともに、今日の各司法書士会は、この改定法の施行前に、その会則について法務大臣の認可を受けたものに限って施行後も存続せしめる等、経過措置を定めているのでございます。

以上が本法律案改定の要点でござりますが、当委員会といたしましては、この司法書士の業務は、一面において民、刑事にわたる国民の権利義務に関することが多大であるとともに、他面において裁判、検察、法務行政の公正円滑な運営にも関連のありますことにかんがみまして、小林委員を初め、各委員からも熱心かつ適切な質疑がなされたのでございますが、その詳細は、速記録によつて御了承願いたいと存じます。

かくて討論に入りましたところ、小林委員は、この改定案における連合会及び各司法書士会の性格にかんがみ、法務当局としては今後これらの団体に対し、より適切な指導監督をなさるべきことを主たる条件として、さらによつた中山委員とともに、第二条の任用認可規定の適用に際しては、いたずらに形式にとらわれず、適材にこの職を与えるようすべきことを条件として、最後に羽仁委員は、法律用語の社會化とともに、従つて将来における司法書士業務の大衆化をはかるることを主

されたのでござりますが、討論を終り、採決いたしました結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたした次第でござります。

統いて土地家屋調査士法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

元来この土地家屋調査士法と申しますのは、一般国民の依頼を受けて、土地台帳または家屋台帳の登録について必要な土地家屋に関する調査、測量、または申告の手続を行り業務を土地家屋調査士をして適正に行わしめんとする法律であります。過去五年間におけるこの法律の施行の状況にかんがみ、さらには取引のひんぱん化と建築様式等の変化に対処すべく、この改正案においては、現行法を次の諸点において改正せんとしているのでござります。

その概要を申し上げますと、まず現行法では、一定の学校を卒業し、測量に関し二年以上の実務の経験を有する者は土地家屋調査士となることができるのを、この改正案では、五年以上の実務の経験を有する者に改めるとともに、調査士の欠格事由を追加して規理せしめんとするものでござります。

本改正案では、現行の任意設立制を廃して、各法務局または地方法務局に必ず一個の土地家屋調査士会を置ければならぬこととし、これに入会しない調査士は、その業務を行らぬことができないものと明定することとし、各調査士会はその会員については令違反の非行等があった場合に、法務局長、または地方法務局長にその旨を報告すべき旨の規定を新たに設けたのであります。が、これらの措置によつて調査士をして相互に切磋琢磨せしめることも、進んでその品位の保持と業務の改善、進歩を期待いたしていわゆる強制的に設立せしめることに伴います。またかように調査士会として、このたびの改正案では、この調査士会の会則中に規定すべき必要事項として、会の会計に関する規定等を追加するとともに、

その詳細については速記録によつて、
つぶやかれてゐたのであります。

三月十三日、討論に入り、加瀬委員は、「停年制は新陳代謝をねらつてい

ると言ふが、新陳代謝の必要が国家公

務員の場合よりも、地方公務員につい

てより緊切であるという理論的根拠は

見当らない。停年制には地方財政再建

促進特別措置法にからんで人員整理が

強行される所があるので、本法案に反対

する旨を述べられ、小林委員は「次の

付帯決議を付して本法案に賛成する」

旨を述べられました。小林委員提出の

付帯決議案は、

停年制の実施に当つては左記事項

につき政府は格別の考慮を払うべき

である。

二、教員については、その特殊性

にかんかみ 停年制の急激な影響を

四六、本制度の実施により教育と組
避けるためあらかじめ特別の考慮を

が本制度の実施により教育を阻害することなく努力すること。

二、条例の実施については相当の

猶予期間を置くこと。

三、海外引揚者または長期にわた

り兵役に服した者または他の者を

もつて代うべからざる知識技能を有

する者等については、これが適用に

つき相当のしんしゃくを加えるこ
と。

四、停年者には過渡的に待命制度等を考慮すること。

五、単純労務に従事する者については停年年令につき特別のしんしゃくをすること。
右決議する。
というのであります。
次に伊能委員は、「停年制の実施により、かえつて停年前の者が一種の安全感に陥るような事態を招かないよう、政府においては指導の上に十分注意をされたいということを要望して、本法案に賛成する」旨を述べられました。
かくて採決の結果、本法案は多數をもって、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。次第であります。
次に小林委員の付帯決議案は、多數をもつてこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。早川政府委員は、「右付帯決議に対し、その趣旨を尊重し、停年制の実施上遺憾なきを期したい」旨を述べられました。
以上、御報告いたします。
次に、入場譲与税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
改正の要点は、第一は、入場譲与税の額の改正であります。すなわち入場譲与税は、現行法では入場税收入の十分の九に相当する額とされているのを、今回地方財源を拡充する見地から入場税収入の全額に改めるものであ

ります。この改正により、入場譲与税は昭和三十一年度において十六億円の増額が見込まれるのであります。

第二は、地方財源調整機能を強化するため、一部の都道府県の入場譲与税の額を減じて、これを他の都道府県に再譲与する点であります。すなわち入場譲与税は人口に按分して譲与されるのでありますが、地方交付税の算定上基準財政収入額が基準財政需要額をこえるいわゆる収入超過団体に対しても、その超過額の一一定割合に相当する額だけ入場譲与税の額を減額し、その減額した額を他の都道府県にさらに人口に按分して再譲与するものであります。この調整措置により昭和三十一年度において東京都、大阪府及び神奈川県より減額して他の都道府県へ再譲与される総額は十七億九百万円の見込みであります。

地方行政委員会におきましては、二月二十一日、太田自治局長官より提案理由の説明を聞いた後、政府当局との間に質疑応答を重ね、慎重審議を行なつたのでありますが、その詳細については速記録によつてごらん願いたいのであります。

三月十三日、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもつて衆議院送付法案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会においてこれを継続審査に付し、今回修正議決の上、本院に送付して参つたものであります。

衆議院の修正点の第一は、在職中、公職の候補者となることができるものとして、新たに内閣官房副長官を加えること。

第二は、原案において政党その他の政治団体の選舉における政治活動の規制中、いわゆる確認団体の所属候補者の数の算定については、公職の候補者は三以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されないとあるのを、二以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることはできない。すなわち公職の候補者は二以上の確認団体にダブつて所属することは認められないものとすること。

第三は、本法の施行期日、もと一月一日とあったのを三月十五日に改めることがあります。

本案は、御承知の通りさきの第二十ニ国会におきまして、小笠原地方行政委員長から委員会案として提案、衆議院において審議未了となつたもの

を、前国会において私から再び委員会案として提案、前回同様委員会並びに本会議とも全会一致で可決をいたしましたところ、衆議院においてはこれが継続審議となり、本国会において、ただいま述べました修正をなされて交付されたものであります。修正の第一並びに第三は事務的なもので、別段の問題ともなりませんでしたが、第二の部分、すなわち確認団体の制限については大いに問題とされたのであります。そもそも第二十二回国会に本案を提案いたしました際、各会派はそれぞれの主張を折衷調整、話し合い、妥結したもので、この案は審議未了となりましたが、前国会、私から提案したものは、この審議未了となりました案をそのまま踏襲したもので、これはすなわち各会派の話し合い案であり、これが衆議院において修正されたる点は、事前の話し合いの経緯に照らし、各会派ともこれを認むべきじゃないという強い主張がありました。

して、そのためには経費の節約、特に給与費の合理化の計画を第一の条件に置いておりますことは、周知の通りでございます。しかも再建法施行についての自治庁の通達によりますと、再建団体の長に対し、予算、職員の任免、給与については、他の委員会等の権限に属することをも協議を受ける権限を与えられております。また三十一年度地方財政計画によりますと、機構の簡素化、停年制の実施、地方再建整備の促進、給与費の合理化等が、強く策定計画の前提となつておるのであります。特に給与費につきましては、給与実態調査の結果に対し、是正本俸と標準職員数を設定をし、両者の差額について計画的な合理化を予定すると記されておるのであります。従いまして、この差額は、高給者の整理による平均給の引き下げか、定員の削減による給与費総額の縮小か、いずれかの道を選ばなければならぬことになります。なお、去る十二日上程をされました地方教育行政の組織及び運営に関する法律案によりますと、予算人員、給与額等の決定権は知事に移るわけでありますので、従いまして、再建法といわゆる体にありますては、好むと好まざるとの政府の人員縮減方式が停年制を利用

し、あるいはまた改正法第二条三項の「職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職務又は過員となった職員については「職員にその意に反して臨時待命を」命ずることができる、これらいう待命制度をも敷多く適用するのあります。しかも、これらによりまして縮減される人員は、地方の任意の事情をこえまして、政府の財政目的のための指示が強く作用をいたしまするゆえに、はるかに多数の整理を予期せざるを得ないのであります。

一方、こうしましてはうり出されましたが、退職者にとりましては、今後の生活をどうして維持していくかの新しい問題が生ずるのでございます。政府の先般発表をいたしました経済自立五ヵ年計画を見ますると、「わが国における雇用問題の困難性は、生産年令人口の急激な増大に基因している。昭和二十九年度から三十五年度に至る期間におきましても、総人口の増大が五・五%に対し、生産年令人口は一二%とそれをはるかに上回つておる、また現在におきましても不完全就業者が多数存在しておりますことをあわせ考えますと、雇用問題は非常に重要な問題である、しかし予定をいたしました経済規模の拡大によりまして、この計画期間中には、雇用問題は十分に解決をすることはできないので、これに対しましては、やはり公共事業、失業対

策、社会保障等の対策を講ずる必要がある」と、こういふように述べられます。して、社会保障の対策がありませんで、雇用問題の小康をすらも得られないことを指摘いたしておるのであります。さらに、同計画は、「輸出産業、基幹産業等については生産性向上の要請が強いので、生産の増大にかかわらず雇用の伸びは期待すること」ができない」とも述べておられます。そうであるならば、失業人口は、第二次産業に吸収することはできないからです。また、第一次産業への吸収も限度であるとなりますと、あとは第三次産業への吸収を計画するほかないのです。第三次産業から就労率が低下をし、しかも低所得者の激増をしておりまする経済不安定の中に、保障対策もなく、再雇用への見通しも立たず、今や大量の退職者を出そろえまするならば、この退職者たちの生活不安、さらにはまた不就労者の増大による社会不安、この解決はどこに求むるのでしょうか。明らかに国全体の総合計画からいきましても、大きい矛盾を蔽しておるのであります。

次に、この極度の節減方式が最大の対象いたすものは、給与費の大部分を占める義務学校職員に向けられることは明らかでございます。三十一年度の地方財政計画におきましても、実員実額と称しながら、七千二百一十八学級の学級増にもかかわらず、三十一年度計

画よりは、小学校において三千八百十七人、中学校において五千八百十四人の減員を示しております。この目下の地方団体の宿命ともいへば人員整理の方針が停年制と待命制とを利用いたしまして、大蔵省の意図する不當な定員定額主義に移行をするといたしますならば、国民の最低の権利でありますする義務教育を受ける権利を守ら、今や放棄せざるを得ない状態でござります。

又次の第三点は、保護救濟規定及び施行基準の不明確な点であります。停年制の他の一つの性格は、その停年まではその生活が保障されるという一面があることでございます。しかし、このたびの停年制には、停年制をしく基準もありません。また、一定年令までは生活を保障するという年令基準、または退職優遇策等の条件も打ち出されておりません。それどころか、今日各府県では、特に教職員に対しまして男女差を明瞭に打ち出し、女子におきましては四十五才、四十八才をもつて、男子におきましても五十才にならないのに、多數の勧奨退職をひんびんと行なつておるのであります。しかも政府は、これらを地方の特殊事情として許容をいたしております。このよくな地方事情をそのまま停年制あるいは待命制に許すといったしますならば、停年制は若い方に引き上げられ、待命者の場合は任意に擴大されること、また明

らかであります。（拍手）改正法二十九条八項のことく、退職者に対するは、退職年金制度との関連を考慮するといふのでありまするならば、当然具体的な救済規定があるべきにもかかわらず、全然これらは設けられておりません。また、不当退職を理由に不満を訴えんとしたましても、公平委員会はすでに廃止をされておるのであります。國家、地方両公務員法を貫く平等取扱いの原則も、情勢適応の原則も、今や地方公務員に対しは、保護をうたがれる根拠とはなりません。前述の経済事情をさらに考慮いたしまするときには、ひいては憲法規定の国民の基本的人権をさて、地方公務員は侵されんとする状態にあると言つても過言ではないのです。まことにすさまじき悪法と言わざるを得ません。少くとも退職者の基本的個人権と、今までの公務員として当然受けるべき権利の保護は、明瞭に示さるべきであります。これらの方の点がはなはだ不備であります。戦争から終戦にかけまして、一身を犠牲に地方住民の福祉に貢献をいたしました地方公務員の諸君が、「狡兔死して走狗にらる」という言葉がございますが、その用途を無用とされまして、今まで、その首切らることを思ひまするときに、まことに、にらるる走狗の悲しみを禁じ得ないのでござります。強くこの点を政府に反省を促しまして、私の反対討論を終ります。（拍手）

官 報 (号 外)

○副議長(重宗雄三君) 安井謙君。

安井謙君登壇 拍手

○ 挿井謙吉 私は直角先生を代表して

たしまして、ただいま提案の地方公務員法の一部を改正する法律案及び同付帯決議に対し、賛成の意を表するものであります。

新憲法下に発足した新地方自治制度において相当大きな役割を果したことは事実であります。しかしながら、一方本法律制度の中には、過去數カ年の実績に従してみましても、あまりにも東情に適せざるもの、あるいは形式主義に流れてくれるものも少しとしないのであります。本法は今日地方公務員法に見られるこれらの不合理を是正し、実情に適合した制度に改めようとするものでありまして、いわゆる占領政策行き過ぎ是正の一環とも言えます。あわせて窮屈化せる地方財政の改善の一助にもしようともいうものであります。

まず公平委員会の廃止の問題であります。その成立の由来から申しまして、いわゆる翻訳立法とも言えるのであります。過去の運営実績から申しまして、まさに実効の乏しい形式上の理想のみを追つた制度と言わざるを得ないのであります。その証拠には、公平委員会は全国数千をもつて數えられるのであります。この委員会の主要な任務である不利益処分の審査請求の取扱い件数等を例にとって見ましても、昭和二十六年度十三件、二十七年度五十四件、二十八年度二十件、二十九年はわずかに十四件といった僅少なものであります。その実績はまことに乏しく、むしろこの程度の事件処理は、従来別個に設定されておりました都道府県、あるいは大都市の人事委員会に一任いたした方が、より能率的であります。本制度の廢止に対しましては、市町村長会あるいは議会等も、おむね賛意を表しております。政府の方には、市町村長会あるいは議会等も、おむね賛意を表しております。政府の方には、停年制と待命制度であります。今日の複雑な行政機構にあって、常に新風を吹き込み、事務の停滞を防ぐためには、停年制度を設定することになります。このことは、今日民間の最も能率的な活動をいたしておる諸団体についても、ほとんどすべてが停年制を採用している実例に微して明らかであります。地方住民によつて任命され、奉仕する職務の公務員、教職員のみが、年令を超えて、いつまででも職場にとどまつておるということは、すべき義務のある地方公務員、教職員のみが、年令を超えて、いつまででも職場にとどまつておるということは、実際問題として黙許はできないことでもあります。しかしながら、本法の適用は、一面一定の年限に到達した公務員が必然的に職場を失うという、その人個人にとっては、まことに重大な事態を生ずるのであります。また、社会的にも失業問題を考慮しなければなりません。従つて地方の実情を無視して、ただ法の定めるところによつて、画一的、機械的に適用するということは、種々の弊害を予想されるわけでありまして、この点に関しては政府当局も十分に留意をいたし、この法律において停年制を実施しようとする地団体は、それぞれ条例によつてその実施は、地方議会の承認を待つて、実情に応じて適用するという仕組みになつております。今日停年制の常

議とされております年令届五十才を例にとって見ましても、地方公務員の一般職については約六%，教職員につきましては二%弱でありまして、年間この程度の新陳代謝は、むしろ地方自治体の運営上には好ましい新風を与えるものであろうと考えます。まして、これらの人々は退職金、恩給も保障されております。また、この制度の採用と関連をいたしまして設定される予定の待命制度にも、いろいろこの運用の妨が発揮されるわけであります。しかししながら本委員会は、この停年制度を実施するに当りまして、あくまで慎重を期し、運営上行き過ぎ等により、公務員の身分に必要以上の不安を抱かしめあるいは行政、教育の機能に支障を来たすがどときいとのないよう、万全の措置を考慮しまして、本案採用上、十分考慮すべき点につきまして付帯決議を付したのであります。これまた賛意を表するゆえんであります。その他の部分につきましては、単に手続改正にすぎないのでありますて、論及することを見合せます。

○副議長(重宗雄三君) これより公職選舉法の一部を改正する法律案の討論に入ります。小笠原二三男君。

〔小笠原二三男君登壇、拍手〕

○小笠原二三男君 私は日本社会党を代表しまして、ただいま上程されましたが公職選舉法の一部を改正する法律案衆議院送付案に反対いたします。

反対の理由としましては、その内容もあることながら、民主政治の基礎たる政党の信義の問題として、参議院の権威の問題として、審議権の確立といふ立場から反対せざるを得ないのです。私個人の立場で申しますならば、不肖、地方行政委員長としてこの案を取り扱つた経緯にかんがみて、こういった結果に立ち至つたことを、前委員長として、まことに院に対し申しわけがないとさと思つておるのでございます。(拍手)

そもそも二十二国会に、時の自由党、民主党、緑風会三派の提案になつた公職選舉法の一部改正の法律案が提出されたのでござりますが、社会党は公明選挙あるいは民主選挙の公正を期すという上からいえば、主権在民の今日、選舉民の選挙に關する自由を拡大しようという主張であります。ところがこの三派の出て来ました案

は、選挙の自由を著しく制限することによって、規制することによって選挙の公正を期したいというのであります。まつこうからその意見は対立しておつたものであります。従つて当時委員長としまして、これが審議の取り扱いを考えます際に、あの国会において重要法案が山積しておりました関係から、るるこれが取り扱いの協議をした結果、やはり明年に迫ると當時言われた參議院選挙の場合を規定したいといふ事務的な処理であるとするならば、その土俵、そのルールをきめるに当つて、与野党の立場に立つということではなくて、選挙民である国民の了解し得る範囲で、お互に話し合いの上で一つの法律案を策定しようではないかといふことの話し合ひが前回の懇談会で認められまして、そうしてこの三派の提案になりました法案について、それを基礎として話し合ひを進めたのであります。結果、幾多の議論がありましたが、集約されましたものは、事務的な改正の中につたつた一つだけ入つてきております。第二百一条の政党並びに政治団体の確認に関する条項については、まつこうから各会派の間に意見の対立をみたのであります。先ほど委員長報告の中にもあつたようであります

するが、現行法は確認団体に所属する候補者は幾つの団体に重複して登録せらるるよう選挙活動の自由が広範に広げられておるのであります。

ても、衆議院においてこの話し合いで結果がくずれるというようなことになりますならば、この委員会の苦勞も、また参議院において共同提案として委員長発議を本会議でなすということも、著しく参議院の権威を傷つけることである。従つて緑風会のように参議院にだけ所属する政党でない自由党、民主党、社会党におかれましては、参議院の決定は院の決定として自由ではあるけれども、それを構成している参議院の政党と同一のこの三派の政党は、衆議院にもこの話をし、党議を一致して決定してもらわなければ、委員長としては委員長発議はできない、そこで各会派において善処をしてもらいたいということだ、これが了承をせられて各会派においてお詣りを願うたのであります。

ムーズに通過するめどができたといふ御報告をいただきました。私はこの大會議場におきまして委員長提案をいたしまして、小会派の一部の方を除いて、絶対多数をもつて二十二回国会で可決したのであります。そして衆議院に参りましたら、会期末の混乱の中に、この案は不幸にして審議未了となつたものでござります。第二十二回国會において、委員長はただいまの松岡君にかわりましたが、各会派のこの意向といふものは、そのまま尊重せられて異議なく、また委員長発議として參議院を通過したのであります。すなわち本院のこの本會議場に、委員長提案として二度議決せられ、松岡君の場合には、全会一致の議決を得てゐるのであります。

党あるいは民主党が合体して自由民党と党となつたからといって、当時の自由民党の党議、民主党の党議が、賛成や反対であるものが、二つ合わさつてそぞろくして灰色になるとか黒になるとかということはあり得ないはずであります。（拍手）少しもそれがあるとするならば、今日小選挙区制のあの区割案に目されるごとく、その陰にひそむものはないが、党利党略以外の何ものでもないのでないかとさえ私は疑うのであります。（拍手）全くこういう信義に欠けた行為が先例としてそのまま残つて、今日では自民党的諸君に言わせますと、衆議院に送つたが継続審査になつた以上は、衆議院が新たに発議したのと同じ性格を国会法において持つのであるから、衆議院が自由なる修正、発議をして参議院に送付することもまた適法であるというお話をあつたのであります。が、法律上、形式上は適法でございましょう。しかし私の申し上げるのは、そういうことで各政党間の公約、信義が、そのつどつと変改せらるるといふ非常にこの点について憤慨にたえないところで、どうして国会運営、どうして民主政治の基礎が成り立つか。（拍手）私はあります。もしかりに客觀情勢が変わること、いうこともあるなれば、

それも一つの理由でございましょう。しかし地方選舉並びに前回の参議院選舉が行わたった以後において、この種の弊害を認めるような選舉があつたのであります。

私はそういう意味でございません。私はそういう意味で、そういう意味で、そういう意味で、参議院各会派の運営が行わたるということであるならば、何ひとが国会役員たる委員長となつて委員会を主宰しようとも、まさにこれは困った事態と申しますか、國民に信をつなぐ政党政治を健全になつておられますと、いふことを憂うるの

(拍手) 従つて第二に申し上げます参議院の権威にかけてといふことも、もうこれはおわかりのことだと存じます。少くとも共同提案として、委員長が一度もこの本会議で発議し、これに賛同を貰われた方々が、それぞれの党議が変改せられたからといふことで、また異なる態度をお示しになられるといふことであるならば、これはどうしても参議院議員として個々の、お一人お一人の審議権といふものが、どこにござります。(拍手) 政党も大事である。その党議も大事である。しかしあれが国政を担当し、運営する基礎である、基

官報(号外)

盤であるこの参議院こそが、私は参議院議員として最も大事だと存ずるのであります。(拍手) そういう意味で緑風会におかれましては、この案を、原案を堅持せらることについて、わが党骨折りを願つたということにつきましては、私は心から敬意を表します。

(拍手) 緑風会は、常に参議院にだけある会派としまして、是々非々の会派として、委員会の権威を高めるためには、断じて承服しない立場をとつておられます。従つて第二に申し上げます参議院の立場が堅持せらるるならば、首尾一貫は、幾多実証されておるのであります。従つて参議院の意のあるところを院議として衆議院にお示しになられたいという機会は、その道は、いまだ憲法並びに国会法によつて開かれておるのではあります。しかるに自分みずからが審議をし、支持してきたものを、自分みずからが今度は葬り去ろうとするところがございましょう。ところが最後に当つては、やはり御発言はございませんでしたが、自民党的賛成理由にある通り、近々差し迫つた参議院選舉に間に合せるがために、この種の結果になつてもやむを得ないといふことが立場となつて御賛成になるといふならば、日ごろの緑風会の態度はどうなれば、日本は

結論を得ようとせられるのか、私は自由民主党並びに緑風会の同僚諸君にお訴え申し上げたのであります。しかるこの内容としましては、先ほどいう強いその熱意、強いその態度と並びに自民党に対しても、非常なるおもよろしく慎重審議の結果、よい結果を得たいという立場もございましょう。まだまだ方法は残されておる。あすに選挙があるわけではないのであります。従つて参議院の意のあるところを院議として衆議院にお示しになられたいという機会は、その道は、いまだ憲法並びに国会法によつて開かれておるのではありません。しかるに自分みずからが審議をし、支持してきたものを、自分みずからが今度は葬り去ろうとする、こういふ態度が参議院の権威を高める道であるか。こういふ先例がよい例として残るわけのものでは断じてないであります。悪例であります。何ひとつが委員長になつて委員長発議をしようが、これはそんなことにかかります。(拍手) その黨のないことがあります。私は、従つてこのたび二度も議決し、これ

○議長(河井彌八君) 伊能芳雄君。
〔伊能芳雄君登壇、拍手〕
○伊能芳雄君 私は自由民主党を代表して、ただいま提案されました衆議院議員通常選挙に必要と思われる事項を盛つたものであつて、その経過はただいま小笠原君の反対討論中にも述べられたところであります。多少重複するくらいはありますが、討論の性質上繰り返さなければならぬのでござります。すなわち昨年第二十二特別国会に際しまして、地方行政委員会において、私を含む数人の当時の自由党並びに民主党所属委員と緑風会所屬委員は、各所属会派内多数の希望によりまして、共同して改正案を準備して提案する一步手前にあつたのであります。すなわち、当時の委員長であった小笠原君は、この私どもの準備した法案に経過から申しまして、国民の前に堂々として、この種の党利党略的な法律修正案には絶対反対であるといふことを表明いたしまして反対討論を終りました。このたび二度も議決する道があるのに、なぜこういう早い道をたどつて

第十条 開設者は、家畜市場を廃止したときは、逓減なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 開設者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、逓減なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならぬ。

(登録の失効)

第十二条 次の各号の一に該当するときは、第三条の登録は、その効力を失う。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 家畜市場の位置を他の都道府県の区域内に移転したとき。

三 第三章 家畜市場についての規制

(公表事項)

第十二条 開設者は、家畜市場において家畜取引の目的物とする家畜

について、その家畜取引が開始されると、その家畜取引を公表しなければならない。

2 開設者は、家畜市場の開場日ににおける毎日の家畜取引の頭数及び価格を、農林省令で定めるところ

官報(号)

により、その翌日までに公表しなければならない。

(獣医師による検査)

第十三条 開設者は、家畜市場の開場日には、当該家畜市場に獣医師を配置し、家畜取引の当事者の要

求があるときは、いつでもその獣医師に家畜が疾病にかかるているかどうかの検査を行わせなければならない。

(施設の基準)

第十四条 一年間に農林省令で定める日数以上開場する家畜市場においては、開設者は、農林省令で定める基準に適合する構造の施設を設けなければならない。

(家畜の売買の方法)

第十五条 家畜市場において行う家畜の売買については、せり売り又は入札の方法によらなければならぬ。ただし、特殊な資質を有する家畜の売買を行ふ場合その他せり

一 要するに、開設者が手続により都道府県知事の許可を受けた業務規程をもつて定めた場合においては、この限りでない。

(代金等の決済)

第十六条 家畜市場において行う家畜取引に係る売買代金又は交換差金の決済は、当該家畜市場の業務規程で定めるところにより、開設者を経てしなければならない。

2 前項の決済に関する事務は、開設者自ら行わなければならぬ。

(不正行為の禁止)

第十七条 家畜市場において家畜の買入を行おうとする者は、家畜市場における家畜のせり売り又は入札につき、公正な価格が成立するこ

とを阻害する目的で、又は不正の利益を得る目的で、競合してはならない。

(登録の取消等)

第十八条 都道府県知事は、開設者が第五条第一号から第五号までのうちに該当するに至つたときは、第三条の登録を取り消さなければならぬ。

2 都道府県知事は、開設者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めて当該家畜市場の開場の停止を命じ、又は第三条の登録を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令又は業務規程に違反したとき。

二 特別の理由がなく第三条の登録を受けてから一年以内に当該

家畜市場を開場しないとき。

(市場再編整備地域の指定)

第四章 産地家畜市場の再編整備

一 その区域内には、地方公共団体、農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者が開設者となつてある産地家畜市場が開設されていないこと。

2 その区域内に開設されている産地家畜市場の最近一年間ににおける一市場当たりの家畜取引の頭数が政令で定める最低基準に達せず、この事態を放置するとすれば当該産地家畜市場の家畜取引における適正な価格の形成が阻害され、その結果その区域内において家畜を生産する農業者に著しい損失をもたらすおそれがあること。

(市場再編整備計画)

第十九条 都道府県知事は、家畜の生産状況及び取引状況からみて適当であり、その区域内における畜産の振興を図るためにこれら生産地家畜市場の再編整備を行うことが必要であると認められる一定の区域を、当該産地家畜市場の開設者からの申請に基いて、市場再編整備地域として指定することができる。

(市場再編整備計画)

第二十条 産地家畜市場の開設者は、前条第一項の申請をするには、農林省令で定める手続によ

り、同項の規定による指定を受けず、次条第一項の市場再編整備計画がその区域内における畜産の振興と農業經營の安定の目的に照らして必要かつ適当で、その再編整備の目標を達成する見込が確実であると認められる場合でなければ、してはならない。

2 前項の規定による指定は、その区域内に掲げる要件を備え、か

つ、次条第一項の市場再編整備計画がその区域内における畜産の振興と農業經營の安定の目的に照らして必要かつ適当で、その再編整備の目標を達成する見込が確実であると認められる場合でなければ、してはならない。

又は登録の拒否の処分があるまで
の間も、同様とする。

3 前項に規定する者は、この法律

の施行の際現に開設されている家畜市場を引き続き運営しようとするときは、この法律の施行後九十日以内に第四条第一項の規定により第三条の登録の申請をしなければならない。

第一項に規定する蒙商市場につ

いては、同項の規定により第三条の登録を受けないで運営が行われる間は、第十五条の規定は、適用しない。

卷之三

正する。

六十六号)」を、「家畜云染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)又は家畜取引法(昭和三十一年法律第一号)」に改める。

る法律案及び家畜取引法案について、農林水産委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業の生産力を維持増進するためには、長期かつ低利の資金を融通する目的をもつて、昭和二十七年農林漁業金融公庫法が施行され、その後数次の改正が行われて今日に至っておりますことは、すでに御承知の通りであります。しかして昭和三十

一年度における公庫の融資は、総額二百九十九億円を予定し、その原資と計からの出資金十億円、資金運用部特別会計からの借入金百四十五億円、並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計からの借入金五十五億円をもつて充

てることになつております。かくして、今回農林漁業金融公庫の資金の充実に資するため、昭和三十一年度において公庫に対する政府の出資を十億円増加して、その出資額が現在四百六十六億七百万円でありますのを、四百七十六億七百万円に増額しようとするのが、本法律案が提案された理由並びにその内容であります。なお右の出資は、政府の産業投資特別会計からこれを行ふことになつております。

林漁業金融公庫の現況、公庫の昭和三十一年度貸付計画及びこれが原資の構

成並びに法律案の内容等について説明を聞き、続いて質疑に入り、青山委員、森委員、東委員及び千田委員等から、公庫の原資において借入金による割合がだんだん多くなっているのであるが、かかる原資構成が公庫資金の融通及び公庫の経営に及ぼす影響、並び

にその対策、一般金融事情の変化と公庫資金の金利の問題、合成纖維漁網の設資金の貸付状況並びにこれらの資金の確保及び均霑、農林漁業金融公庫の業務と、今回政府において計画されて

する。 いる北海道開発公庫の業務との関係等の問題について政府の所見がただされ、さらに委員会においては、最近の金融情勢にかんがみ、本法律案の取り扱いに遺憾なきを期するため、農林漁業金融公庫総裁、農林中央金庫理事長及び社団法人全国組合金融協会副会長等、農林漁業金融の実務関係者を参考人としてその意見を徴し、慎重な審議が行われたのでありますて、これらのことについても委員会の会議録に譲ることを御了承願いたいのでございま

かくて審議を終り、討論に入りましたところ、森委員から、「公車の原資

構成を是正し、かつ融資手続を簡単にして、公庫の使命達成を期すべきである」との趣旨の希望を述べられ、同時に、「政府は、一般金融情勢の変遷に即応し、農林漁業金融に関する現行の諸制度に十分な検討を加え、農林漁業金融の刷新拡充のため遺憾なく措置す

べきである。」といふ付帯決議を付して原案に賛成したい旨提議せられ、他による付帯決議とともに政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

戦後わが国における畜産は急速に発展し、馬以外の家畜につきましては、その飼養頭数が戦前の最高水準を上回つておる状況であります。しかし家畜の流通につきましては、制度の上に大きな欠陥があり、その流通段階が複雑であるばかりでなく、家畜市場に残する規制が不十分であります。そのための取引方法が旧態依然とし、そのため適正な価格の形成と、公正な取引を期できない実情にあって、家畜の円滑

な流通を阻害し、畜産振興の隘路とされ
て居ります。

家畜市場に関する法的措置は、かつて明治四十三年の制定にかかる家畜市場法があつたのであります。が、終戦後、昭和二十三年廢止され、自後、今日において二十一の道府県が条例をもつて家畜市場の規制を行なつておる実情であります。しかしながらこの

ようによく各地方の個々の対策では、家畜の流通対策として遺憾な点が少くないのでありまして、かような事情から、家畜市場を整備し、これを中心として家畜の流通を円滑かつ公正ならしめようとするのが本法律案が提案せられた、理由とされております。

しかして、本法律案の内容について、その骨子を申し上げますと、第一は、家畜市場開設者の登録についてでありますて、家畜市場を開設しようとすると、まずは、都道府県知事の登録を要することとし、これに伴つて登録の申請、登録の基準、登録の方法及び登録の失効等について必要な規定が定められております。第二は、家畜市場についての規制でありますて、市場開設者は、家畜市場における家畜取引について、取引価格その他の事項を公表しなければならないこと、開設者

は市場の開催日に、獣医師を配置して検査を行わしめなければならないこと、年間の開催日数が一定以上の市場は、指定の施設を備えなければならぬこと、家畜の売買は原則として、せり充り、または入札の方法によらなければならぬこと、代金等の決済は開設者を経なければならないこと、不正の利益を得る目的で譲合する等の不正行為を禁止すること等、家畜市場の施設、取引の方法及び代金決済の方法等について規定されているのであります。

出なければならないこととすることともに、家畜取引の前後において所定の事項の公表を義務づけております。第五項は、市場外における家畜取引に関する規制でありますて、家畜取引業者が、家畜取引業者以外の者に牛または馬を、直接または委託による売買または交換の契約に基いて引き渡す場合は、その他省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならないこととしております。なお、その他本法の田舎な施行のため必要な報告及び検査等に関する規定並びに罰則が設けられております。以上が本法案の内容の大要であります。

だされ、慎重な審議が行われたのであります。いまして、その詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、佐藤委員から、「本法の成果を十分ならしめるため、家畜市場の開設者の欠格事由を他の立法例にならつて調整し、また家畜商についてもこれに準する規制を加え、かつ開設者の解散の場合の届出及び家畜市場の不開場による登録取り消しに関する規定を整備する」趣旨の修正の動議が提出せられ、その他には別に発言もなく、続いて採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて、政府原案に対して、佐藤委員提出の動議による修正を加えて議決すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。（拍手）

○議長（河井彌八君） 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 次に、家畜取引法案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

一、日程第五 所得税法の一部を改正する法律案(衆第十二号)
正する法律案(衆第十二号)
一、日程第六 昭和二十九年度、昭和三十一年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第七 船舶職員法等の一部を改正する法律案
一、日程第八 道路運送車両法の一部を改正する法律案
一、日程第九 司法書士法の一部を改正する法律案
一、日程第十 土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
一、日程第十一 地方公務員法等の一部を改正する法律案
一、日程第十二 入場譲与税法の一部を改正する法律案
一、日程第十三 公職選挙法の一部を改正する法律案
一、日程第十四 国会議員の選挙等の執行基準に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第十五 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
一、日程第十六 家畜取引法案

出席者は左の通り。

議長	河井 輝八君	藤野 繁雄君	西川甚五郎君	平林 剛君	竹中 勝男君	政府委員
副議長	重宗 雄三君	宮田 重文君	植竹 春彦君	赤松 常子君	木内 四郎君	法制局長官 修三君
議員	上林 忠次君	梶原 茂嘉君	谷口弥三郎君	寺尾 豊君	古池 信三君	大蔵省主計局長 森永貞一郎君
	柏木 庫治君	奥 わめお君	中山 壽彦君	鶴見 祐輔君	山下 義信君	法務政務次官 松原 一彦君
	飯島連次郎君	山川 良二君	苦米地義三君	斎藤 昇君	左藤 義詮君	外務公使 木村四郎七君
	赤木 正雄君	森田 義衛君	小幡 治和君	喜一君	藤原 道子君	
	村上 義一君	宮城タマヨ君	大谷 賢雄君	桂君	石川 幸吉君	
	磯口 三郎君	三浦 辰雄君	雨森 常夫君	平林 太一君	千田 正君	
	廣瀬 久忠君	早川 慎二君	白井 勇君	横山 フク君	菊川 孝夫君	
	常岡 一郎君	中山 福藏君	宮本 邦彥君	最上 英子君	小松 正輔君	
	田村 文吉君	土田國太郎君	寺本 廣作君	紅露 みつ君	吉田 得治君	
	河野 謙三君	高木 正夫君	山本 米治君	劍木 亨弘君	藤田 進君	
	竹下 豊次君	杉山 昌作君	高野 一夫君	堀川 信夫君	阿具根 登君	
	後藤 文夫君	島村 軍次君	遠藤 千代君	湯山 勇君	近藤 信一君	
	伊能繁次郎君	北勝太郎君	木村篤太郎君	森下 政一君	大倉 精一君	
	大谷 鑑潤君	武藤 常介君	平井 太郎君	羽生 三七君	永岡 光治君	
	松原 一彦君	白波潤米吉君	堀川 武雄君	戸叶 武君	天田 勝正君	
	井上 清一君	伊能 芳雄君	遠藤 千代君	三木 定吉君	松浦 清一君	
	小澤久太郎君	青柳 秀夫君	高田なほ子君	山本 經勝君	森下 政一君	
	佐藤清一郎君	有馬 英二君	河合 義一君	河合 義一君	羽生 三七君	
	仁田 竹一君	滝井治三郎君	木村篤太郎君	岡崎 三郎君	曾祢 益君	
	吉田 萬次君	白川 一雄君	高田なほ子君	海野 三郎君	秋山 長造君	
	岡田 信次君	中川 幸平君	河合 義一君	新谷寅三郎君	大倉 大臣	
	田中 啓一君	樹原 亨君	木村篤太郎君	岡崎 三郎君	内閣總理大臣	
	上原 正吉君	大矢半次郎君	高田なほ子君	海野 三郎君	外務大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三郎君	外務大臣	
			高田なほ子君	海野 三郎君	大藏大臣	
			河合 義一君	新谷寅三郎君	農林大臣	
			木村篤太郎君	岡崎 三		

昭和三十一年三月十四日 参議院会議録第二十一号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部
十五銭
(配達料共)
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電気力及機械第一製造課

二六八